

# 平成 25 年度 包括外部監査の結果報告書

特定の事件（テーマ）  
震災に対する予防、応急対策等防災事業に係る財務事務の執行について

平成 26 年 3 月

大田区包括外部監査人  
公認会計士 上田孝二郎

## 目 次

第1章 包括外部監査の概要	
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査実施対象期間	1
5. 外部監査の方法	1
6. 外部監査の実施期間	2
7. 利害関係	2
8. 包括外部監査人補助者	2
9. 略語	2
第2章 防災に関する事務の執行について	
第1. 防災制度の概要	
1. 本報告の対象	3
2. 防災法制のあらまし	4
3. 災害対策基本法の概要	5
第2. 大田区の現状	
1. 区民の防災に関する意識	9
2. 震災の被害想定	15
3. 地震に関する地域危険度測定調査	23
第3. 防災体制	
1. 会議等	36
2. 防災担当部門	36
3. 防災・危機管理担当部門、防災まちづくり担当の職員数	39
4. 防災・危機管理担当部門職員数の他区比較	40
5. 意見（意見1～2）	41
第4. 防災予算	
1. 平成24年度の防災予算	43
2. 意見（意見3）	43
第5. 防災計画	
1. あらまし	45
2. 大田区地域防災計画（意見4～6）	46
3. 大田区基本構想と基本計画（意見7～10）	58

4. 主要な個別計画（意見 11～18）	65	
5. 大田区総合防災対策について（意見 19～21）	93	
第6. 業務継続計画		
1. 業務継続計画とは	104	
2. 大田区の業務継続計画（震災時）	104	
3. 地域防災計画との関係	104	
4. 区BCPの特徴	105	
5. 区BCPの概要	106	
6. 区BCPの実効性の強化・充実	106	
7. 区役所機能に及ぼす被害想定	106	
8. 意見（意見 22～25）	108	
第7. 個別防災施策の評価	113	
<b>【目標1 建築物倒壊による死者数を減らす】</b>		
結果・意見	項目	
意見 26	耐震化の区民啓発	126
意見 27, 28	住宅・建築物の耐震診断・改修助成	129
—	エレベーターの閉じ込め防止、迅速な復旧のための啓発	134
意見 29	窓ガラス・外壁タイル等の落下物改善状況調査	136
意見 30	家具転倒防止器具の支給	139
意見 31, 32	がけ・擁壁の整備助成	142
意見 33, 34	液状化についての相談	145
—	本庁舎の振動解析調査	148
意見 35	公共建築物の耐震化推進	149
<b>【目標2 延焼火災による死傷者を減らす】</b>		
結果・意見	項目	
—	密集住宅市街地整備促進事業	153
意見 36	都市防災不燃化促進事業	156
意見 37	密集市街地改善のための「木密地域不燃化10年プロジェクト」	158
意見 38	路面下空洞調査の実施	160
意見 39	全防災市民組織への初期消火用スタンドパイプ導入	162

意見 40	C 級・D 級可搬式ポンプ車の配備	163
意見 41	防災市民組織・市民消火隊への助成	165
意見 42	街頭消火器の配備	167
意見 43	狭あい道路の拡幅整備	170
<b>【目標 3 災害時要援護者の安全を確保する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 44	福祉避難所の運営体制の確立（高齢者分野）	172
意見 45	福祉避難所の運営体制の確立（障がい者分野）	173
意見 46	災害時要援護者の支援活動助成	175
—	自立支援協議会の運営	176
意見 47～49 結果 1	災害時要援護者名簿への登録推進、個別支援プランの作成	177
<b>【目標 4 円滑な情報収集・発信を実現する】</b>		
結果・意見	項 目	
—	据置型 PHS 電話の配備	184
意見 50	無線 FAX、テレビ文字情報等の導入	187
意見 51	情報伝達・共有ツールの確保	189
—	住記情報システムのバックアップ体制導入	191
意見 52	要援護者が避難所へ避難してきた際のコミュニケーションツールの配備	192
意見 53	保護者への災害時安否情報の提供	194
<b>【目標 5 安全な避難空間を確保する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 54	保育園及び児童館の耐震化	195
意見 55, 56	一時収容場所の確保	197
意見 57	応急危険度判定の実施体制の確保	200
—	保育園のピアノ転倒防止	202
<b>【目標 6 安全な場所へ誘導・搬送する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 58	保育園及び児童館における防災訓練の実施	203

**【目標 7 迅速な医療救護を実施する】**

結果・意見	項目	
意見 59	通信手段の確保	206
意見 60	搬送手段の確保方法の検討	209
意見 61	大田区災害医療連携会議の開催	211
意見 62	大田区災害医療コーディネーターの任命	214
意見 63	緊急医療救護所の指定	216
意見 64	関係機関との協力協定の見直し	217
意見 65	災害時医薬品の確保	219
—	広域的な支援・医療ボランティアの受入	221
意見 66	災害時活動訓練の実施	222
—	災害用救急医療資材（7点セット）の配備	224
意見 67	医療活動環境の整備	225

**【目標 8 緊急車両の通行を可能にする】**

結果・意見	項目	
意見 68～70	橋梁の補修・架替整備、耐震補強整備	226
意見 71	緊急輸送道路及び沿道耐震化道路沿い建築物の耐震診断・改修助成	232
—	下水道耐震化工事	236

**【目標 9 円滑な災害時輸送を可能にする】**

結果・意見	項目	
—	水上輸送ネットワークの構築	237

**【目標 10 津波による死傷者をなくす】**

結果・意見	項目	
意見 72	津波防災対策の推進	239

**【目標 11 放射能からの被害を軽減する】**

該当施策なし

<b>【目標 12 災害対応に必要なエネルギーを確保する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 73	災害時における燃料の提供に関する協定の見直し	242
<b>【目標 13 道路ネットワークを確保する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 74	民間団体等との協定締結	244
<b>【目標 14 ライフラインの機能を維持・回復する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 75, 76	区非常用食糧の配備	246
<b>【目標 15 学校避難所を円滑に管理運営する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 77	避難訓練	250
結果 2	学校避難所運営協議会の活性化	252
意見 78	学校防災活動拠点の設置	255
<b>【目標 16 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 79, 80	応急仮設住宅の確保	259
意見 81, 82	一時提供住宅の確保	262
—	応急住宅における地域コミュニティの確保	264
<b>【目標 17 広報・広聴を充実する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 83	災害広聴センターの設置・臨時被災者相談窓口の設置	265
—	大田区公式ツイッターの運用	267
—	大田区ホームページによる迅速な緊急情報提供のための整備	268
—	デジタルサイネージの設置	269

<b>【目標 18 物資備蓄の推進と供給体制を構築する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 84	区備蓄物品の充実と区民への自助備蓄の啓発	270
意見 85	区立保育園・民間保育所・認証保育所・保育室・ 家庭福祉員に非常時備蓄食料を購入する	273
結果 3, 4	円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築	275
<b>【目標 19 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 86	地域防災力まちなか点検事業	277
意見 87	消防団に対する助成金交付	279
意見 88	総合防災訓練の実施	281
意見 89～92	防災塾の開講・被災地支援ボランティア調整センターの運営	283
<b>【目標 20 区民の防災教育を強化する】</b>		
結果・意見	項 目	
—	防災知識の地域還元	287
—	防災教育の職員出前講話の充実	288
<b>【目標 21 地域の企業との関係を構築する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 93	臨海部企業と連携した防災対策の促進	289
<b>【目標 22 大量の災害廃棄物を円滑に処理する】</b>		
結果・意見	項 目	
意見 94～97	迅速なごみ処理の実施	292
<b>【目標 23 人権に配慮した防災対策を推進する】</b>		
結果・意見	項 目	
—	防災会議への女性委員の参加	296
第 8. 今後の方向		
1. 震災被害と減災		297
2. 区民との情報共有（意見 98）		301

3. 職員力の向上（意見 99～101）	304
4. 区防災条例の検討（意見 102）	307



## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

震災に対する予防、応急対策等防災事業に係る財務事務の執行について

### 3. 特定の事件を選定した理由

東日本大震災は区民生活に直接的な影響を与えるとともに、被災地の惨状が区民の震災への意識を大きく変える契機になった。大田区が2年毎に行っている“大田区政に関する世論調査”によれば、平成24年度で“全体としての「暮らしやすさ」”の中で“災害時の安全性”が最も満足度が低く、これと結びつく形で区政へは“防災対策”が初めて最も高い要望項目になった。

このような状況の中で、大田区は平成23年7月に設置した大田区総合防災力強化検討委員会の答申も踏まえ、平成25年3月に大田区地域防災計画を抜本的に見直した。

防災対策は、災害の発生の時期が予測できないことから、災害発生前には事業の成果が表れにくく、また計画的に事業を推進することにも困難を伴う。

そこで、このような時点を捉えて、区の震災に対する予防・応急対策等防災事業について、計画と実績の進捗状況管理、現状の課題、今後の在り方等の観点から吟味、検討することは、意義深いと考え特定の事件として選定した。

### 4. 外部監査実施対象期間

平成24年度を対象とするが、必要に応じて平成25年度及び過年度に及ぶ。

### 5. 外部監査の方法

#### (1) 監査の視点

- 1) 防災事業に係る財務に関する事務の合规性
- 2) 防災事業に係る財務に関する事務の有効性、効率性、経済性

(2) 主な監査手続

- 1) 大田区の防災について資料を入手し分析する。
- 2) 大田区地域防災計画について関係部門よりヒアリングを行う。
- 3) 防災予算について関係部門よりヒアリングを行う。
- 4) 防災体制について関係部門よりヒアリングを行う。
- 5) 地域防災計画及び大田区基本構想に基づく諸防災計画と実際の業務の整合性について関係部門よりヒアリングを行う。
- 6) 各部門の事務の執行が、関係法令等に準拠しているかについて、担当者へ質問、関係書類の閲覧、分析、現物確認、現地調査を実施する。
- 7) 契約、協定の合规性、実施可能性について関係部門にヒアリングを実施するとともに関連書類を検討する。
- 8) 防災課と他の所管部門の業務分掌、連携が妥当かどうかヒアリング等により検討する。
- 9) 他区の状況調査、区委託先へのヒアリングを行う。

6. 外部監査の実施期間

平成 25 年 12 月 9 日から平成 26 年 3 月 31 日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 包括外部監査人補助者

公認会計士	鳥海	美穂	公認会計士	飯塚	賢一
公認会計士	東海林	伸興			

9. 略語

特に限定を設けず“地域防災計画”と表記した場合は、原則として“大田区地域防災計画 [平成 24 年修正]”を指す。

## 第2章 防災に関する事務の執行について

### 第1. 防災制度の概要

#### 1. 本報告の対象

(1) 防災とは、災害を防止することであるが（広辞苑）、災害対策の一般法である災害対策基本法では、次のとおり定義している。

“災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること”（第2条第2号）

従って災害対策基本法での“防災”に含まれている範囲は、通常使われている用語の意味より広くなっており、以下の事業が含まれる。

- 災害予防（＝災害を未然に防止）
- 災害応急対策（＝災害が発生した場合の被害の拡大防止）
- 災害復旧（＝災害の復旧を図ること）

(2) 災害についても災害対策基本法では次のとおり定義している。

“暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう”（第2条第1号）

従って、災害対策基本法においては、“災害”には地震や台風等を原因とする自然災害と大火事爆発等を原因とする人為的災害の双方が含まれている。

(3) 本報告書の検討対象

本報告書の検討対象は次のとおりである。

**対象とする災害** ⇒ 地震及び津波（併せて震災）に起因する被害を中心とする。

**対象とする事業** ⇒ 災害予防及び災害応急対策を中心とする。

なお、災害応急対策は、災害発生直後に行われる事業であり、現時点で実施されるものではないが、突然の発災時に如何に有効な事業が実施できるかは、現在での事前準備にかかっている。そこで今回の検討対象

は、正確には、災害予防及び災害応急対策の事前準備事業を中心とする。  
 災害対策基本法の”防災”の範囲と本報告の主な対象

区 分		災害予防	災害応急対策	災害復旧	
災 害	自然災害	震災 (地震、津波)	○	○	
		震災以外(暴 風、豪雨、豪雪、 洪水等)			
	人為的災害	大火事等			

○：本報告の主な対象

検討対象を上記に絞った理由は次のとおりである。

- 1) 後記のとおり、区民の防災に対する関心は非常に高まっているが、これは平成23年3月11日に発生した東日本大震災が契機となっており、地震・津波対策が主な関心の対象になっていること。
- 2) これに対応し、大田区が作成する“地域防災計画”においても大部分が震災対策に充てられていること。

## 2. 防災法制のあらまし

災害対策基本法を中心に、災害対策に関連する法律は多数あり、これらが相まって日本の防災法制が形成されている。

震災対策を主な対象とする法律は次のとおりである。

- ① 災害対策の基本的な枠組みに関する法律
  - ・ 災害対策基本法
  - ・ 大規模地震対策特別措置法
  - ・ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
  - ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ② 災害予防関連の法律
  - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
  - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
  - ・ 地震防災対策特別措置法
  - ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

- 密集市街地における被災街区の整備の促進に関する法律
- ③ 災害応急関連の法律
- 災害救助法
  - 消防法
- ④ 災害復旧・復興に関連する法律
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
  - 被災者生活再建支援法
  - 大規模災害からの復興に関する法律

### 3. 災害対策基本法の概要

#### (1) 制定の背景及び趣旨

災害対策基本法は、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として昭和 36 年に制定された、我が国の災害対策関係法の一般法である。

この法律の制定以前は、災害の都度、関連法律が制定され、他法律との整合性について充分考慮されないままに作用していたため、防災行政は十分な効果をあげることができなかつた。災害対策基本法は、このような防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された。阪神・淡路大震災後の平成 7 年には、その教訓を踏まえ、2 度にわたり災害対策の強化を図るための改正が行われている。

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いている。

#### (2) 法の概要

##### 1) 防災に関する責務の明確化

国、都道府県、市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があり、住民等についても、自発的な防災活動参加等の責務が規定されている。

##### 2) 総合的防災行政の整備

防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関として、国、都道府県、市区町村それぞれに中央防災会議、都道府県防災会議、市区町村防災会議を設置することとされている。

災害発生又はそのおそれがある場合には、総合的かつ有効に災害応急対策等を実施するため、都道府県又は市区町村に災害対策本部を設置することとされている。非常災害発生の際には、国においても、非常（緊急）災害対策本部を設置し、的確かつ迅速な災害応急対策の実施のための総合調整等を行う。

### 3) 計画的防災行政の整備

中央防災会議は、防災基本計画を作成し、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、指定公共機関等が作成する防災業務計画及び都道府県・市区町村防災会議等が作成する地域防災計画において重点をおくべき事項等を明らかにしている。

### 4) 災害対策の推進

災害対策を災害予防、災害応急対策及び災害復旧という段階に分け、それぞれの段階毎に、各実施責任主体の果たすべき役割や権限が規定されている。具体的には、防災訓練義務、市区町村長の警戒区域設定権、応急公用負担、災害時における交通の規制等についての規定が設けられている。

### 5) 激甚災害に対処する財政援助等

災害予防及び災害応急対策に関する費用の負担等については、原則として、実施責任者が負担するものとしながらも、特に激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助、被災者に対する助成等を行うこととされている。これを受け、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)が制定された。

### 6) 災害緊急事態に対する措置

国の経済及び社会の秩序の維持に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な災害が発生した場合には、内閣総理大臣は災害緊急事態の布告を発することができるものとされ、国会が閉会中等であっても、国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保する緊急の必要がある場合には、内閣は金銭債務の支払いの延期等について政令をもって必要な措置をとることができるものとされている。(以上内閣府ホームページをもとに作成)

### (3) 最近の改正

東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 6 月と平成 25 年 6 月に災害対策基本法の改正が行われた。

大田区に関連する主な改正点は次のとおりである。

- 1) 市区町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 2) 市区町村長は、高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。
- 3) 市区町村長は、防災マップの作成等に努めること。
- 4) 市区町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 5) 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市区町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととすること。
- 6) 市区町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。
- 7) 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。



## 災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

### 1. 防災に関する責務の明確化

- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 ー自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

### 2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国: 中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 都道府県・市町村: 地方防災会議、災害対策本部

### 3. 防災計画ー計画的防災行政の整備・推進

- 中央防災会議: 防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関: 防災業務計画
- 都道府県・市町村: 地域防災計画

### 4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
  - ▶市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与
  - <市町村は防災対策の第一次的責務を負う>

### 5. 財政金融措置

- 【原則】実施責任者負担
- 【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
  - ー激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

### 6. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 →緊急災害対策本部の設置
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定)

(内閣府ホームページより)



## 第2. 大田区の現状

### 1. 区民の防災に関する意識

#### 要旨

“災害時の安全性”が生活環境の中で、最も満足度が低い。  
区政への要望では、「防災対策」が最も高い項目になっている。

大田区では、2年毎に区民を対象に“大田区政に関する世論調査”を実施している。

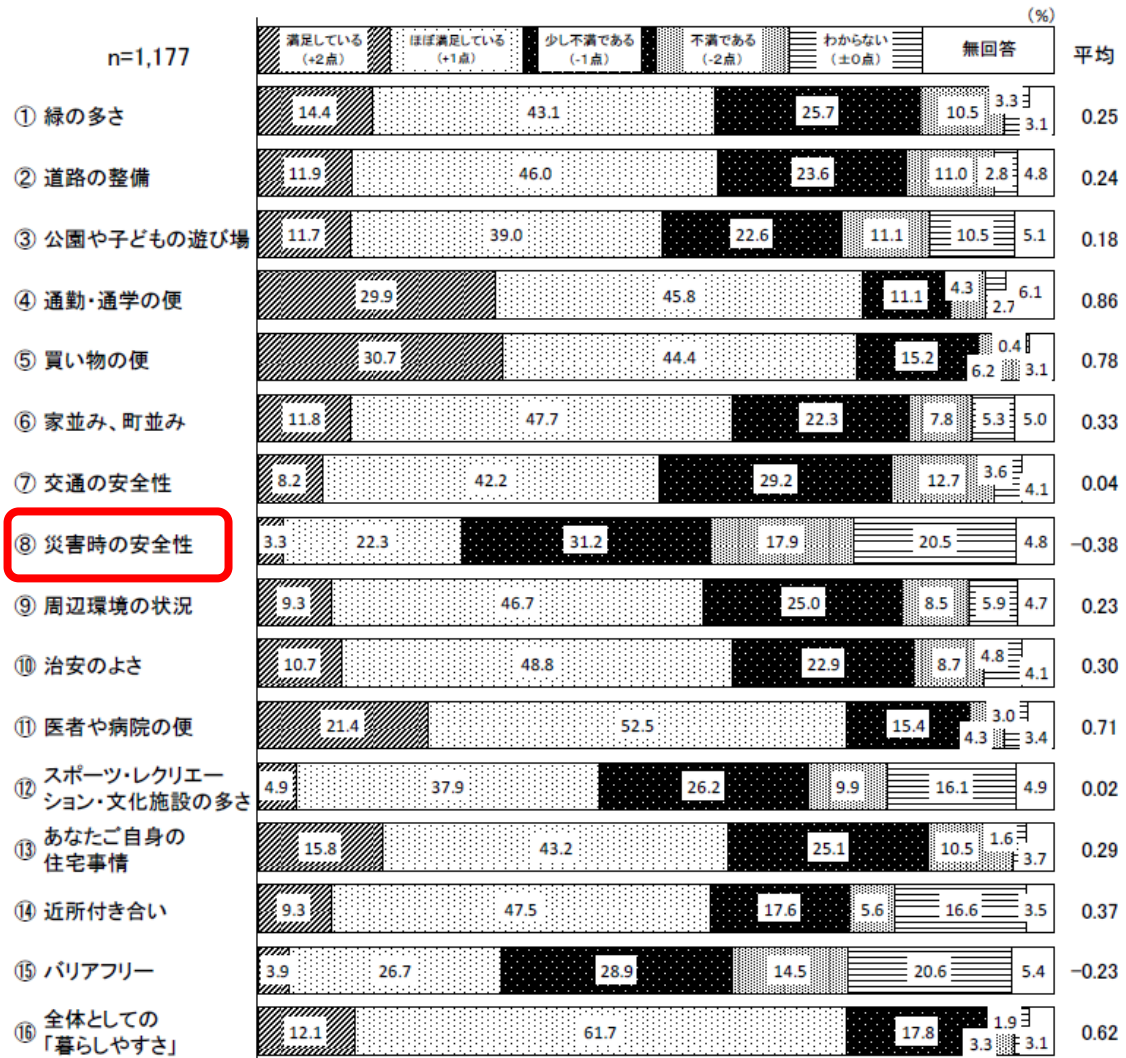
最近実施された平成24年度の世論調査結果報告から、区民の防災に対する意識を示すと次のとおりである。

#### (1) 生活環境の満足度

“暮らしやすさ”についての満足度についての調査結果は次表のとおりである。“災害時の安全性”については、全体の17.9%が“不満”、31.2%が“少し不満”で“不満”“少し不満”の割合が調査対象の全項目の中で最も高くなっている。この結果、生活環境評価の総合的な評価点は、全項目中で最低になっている。

## 2 暮らしやすさ

問4 あなたは、お住まいの地域の生活環境について、どの程度満足していますか。



(2) 区政への要望

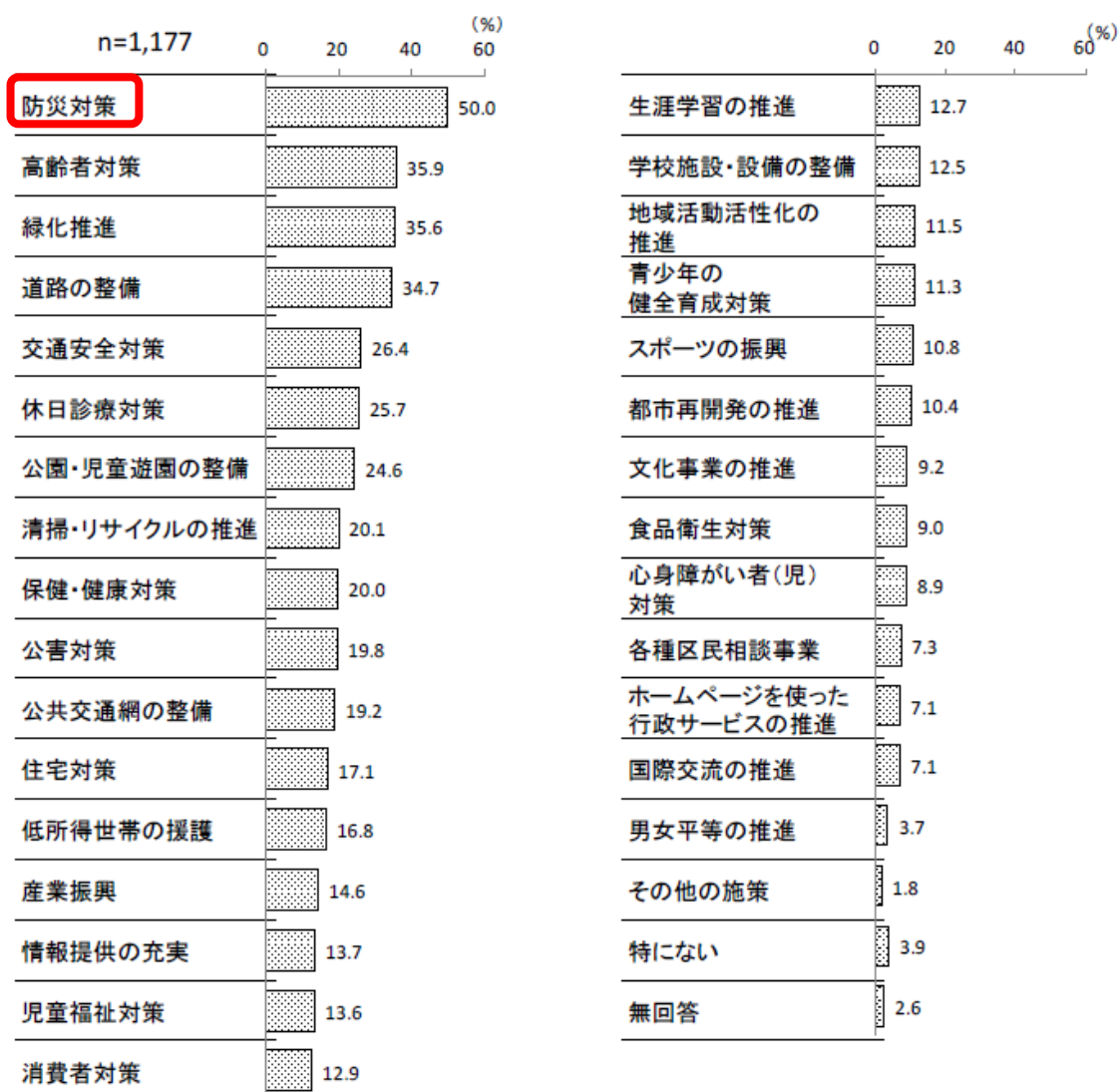
大田区の施策の中で、特に何に力を入れてほしい項目は、次表のとおりである。

全体で見ると、「防災対策」が50.0%と最も割合が高くなっている。

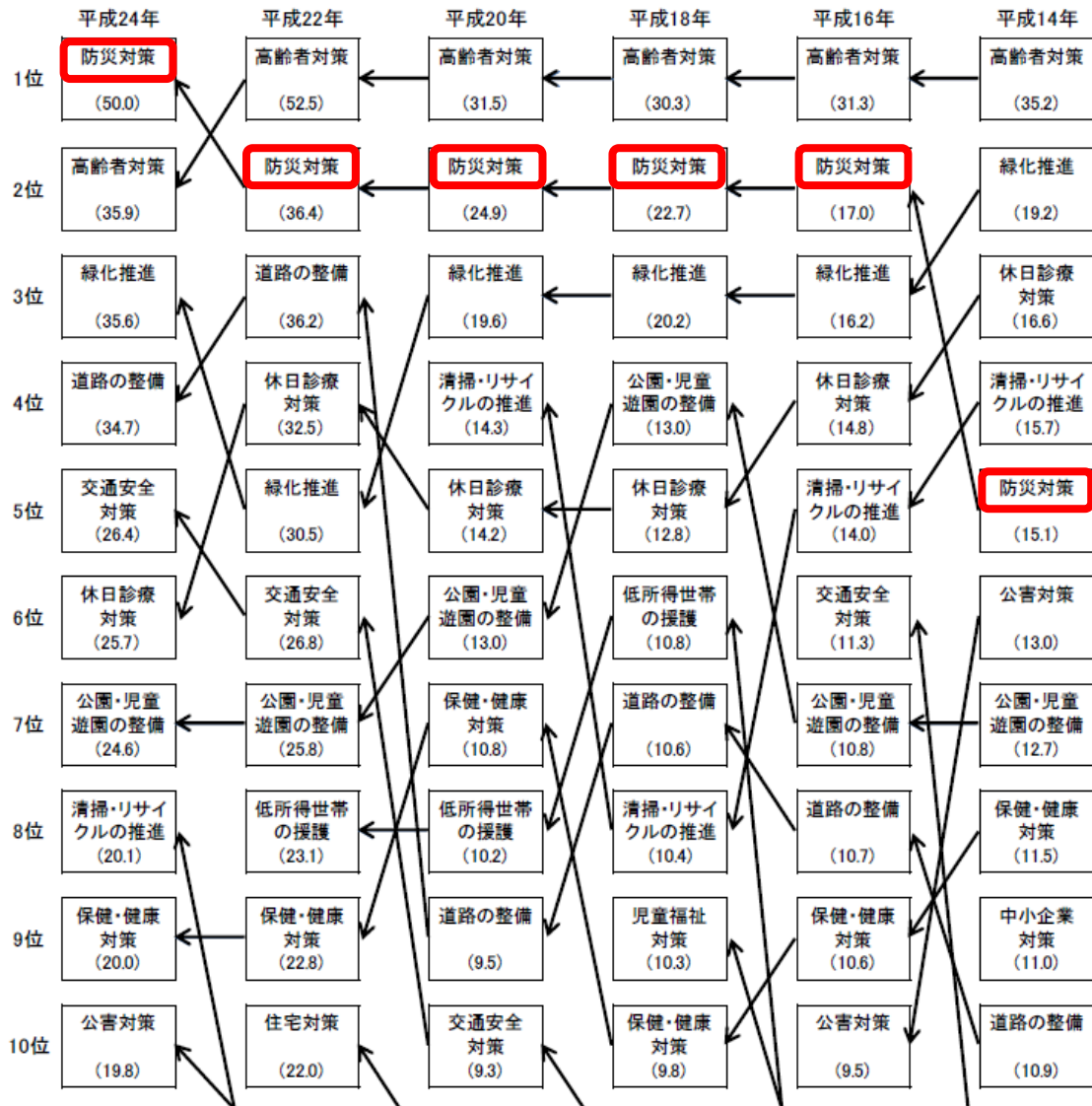
また施策要望を、過去の調査結果と比較すると次々表のとおりである。

平成16年調査で5位から2位へ、また平成24年調査で2位から1位へと順位を上げている。

問31 あなたは、大田区の施策の中で、特に何に力を入れてほしいと思いますか。(〇はいくつでも)



【施策要望：過年度比較（上位10位）】



※平成22年度から施策要望の回答条件が「3つまで」から「いくつでも」に変更となっている。

そのため、割合の変化については、平成20年度以前と比較する際は要注意。

### (3) 防災対策

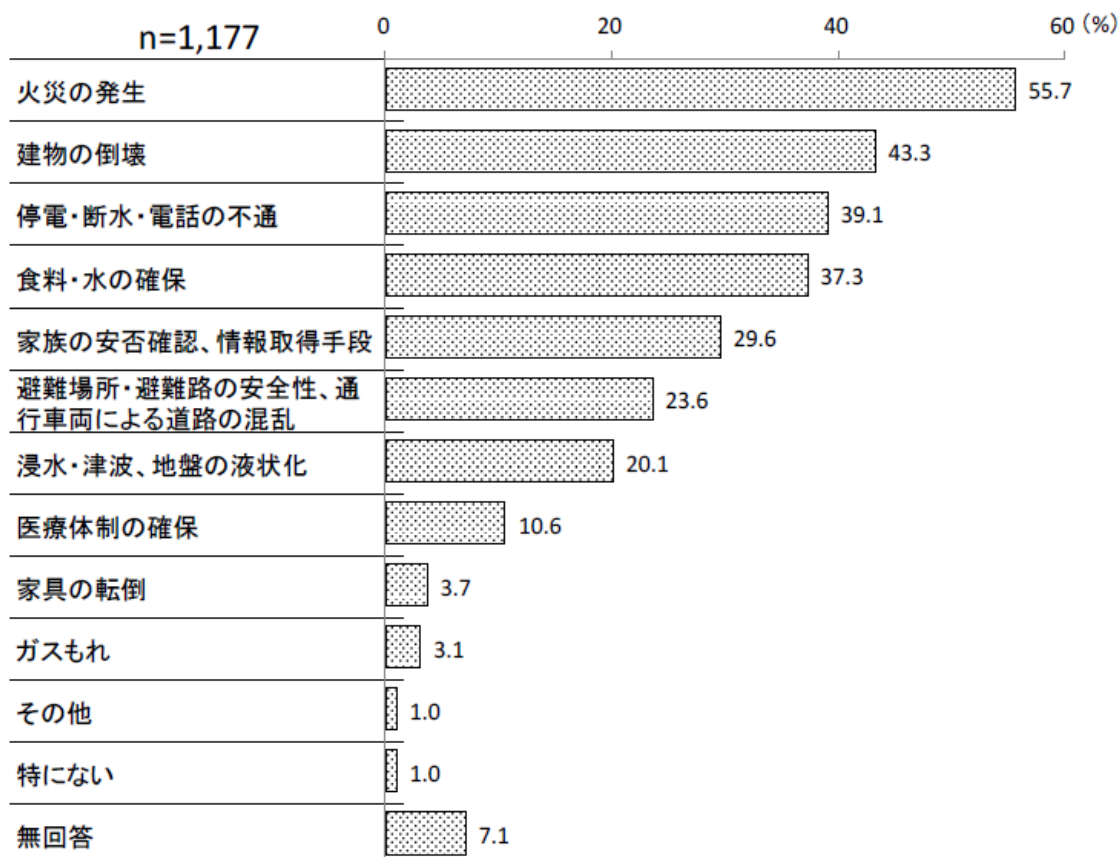
今後、東京に大地震が発生した場合、特に不安だと思われる項目は次表のとおりである。

特に生命の危険が感じられる“火災の発生”・“建物の倒壊”が上位を占め、インフラ関係、情報連絡関係、備蓄品等が続いている。

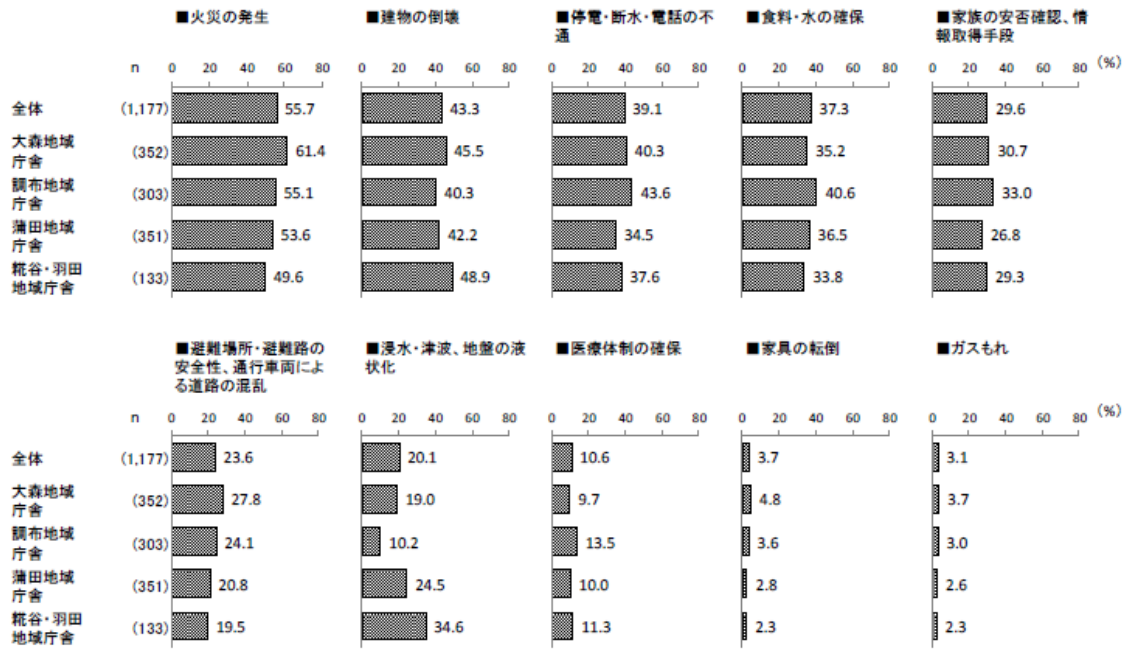
さらに地域庁舎管内別の調査は次々表のとおりである。  
火災の発生は大森地域庁舎管内で不安が高く、建物の倒壊、浸水・津波、地盤の液状化は糀谷・羽田地域庁舎管内で不安が高くなっており、自然的社会的条件が反映していると考えられる。

#### 1.4 防災対策

問 22 今後、東京に大地震が発生した場合、あなたが特に不安だと思うものは何ですか。(〇は3つまで)



【大地震発生時に不安だと思うもの×地域庁舎管内別（上位10項目）】





## 2. 震災の被害想定

### (1) 首都直下地震等による東京の被害想定

#### 要旨

死者数、全壊棟数とも 23 区で最大であり、人口当たりや建築棟数当たりの被害割合も危険度の高い位置にいる。

災害時要援護者の死亡者が過半数を占め、災害時要援護者への対策が、耐震、耐火等のハード面の対策と共に重要である。

前回の想定に比べ、今回の大田区の被害想定は、他区に比較して厳しいものになっている。

東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対して、平成 18 年 5 月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直し、平成 24 年 4 月「首都直下地震等による東京の被害想定」を発表した。

その概要は次表のとおりである。

今回の被害想定は、大田区地域防災計画〔平成 24 年修正〕の前提条件になっている。そして被害想定が行われている以下 4 モデル「東京湾北部地震」「元禄型関東地震」、「多摩直下地震」、「立川断層帯地震」のうち、短期的に発生確率が高く、被害の大きい「東京湾北部地震」への対応を地域防災計画の前提としている。

なお、区内の被害想定の特徴は次のとおりである。（地域防災計画より）

- 地震動

最新の科学的知見により、前回被害想定時の分析に比して、想定震源域が浅くなることが明らかとなったため、揺れの大きさを表す震度階級が大きくなり、想定される被害のそれぞれの数値も軒並み増加傾向にある。

区内の大部分で震度 6 強が想定され、一部地域では、最大震度の震度 7 が想定される。

- 揺れ及び液状化

想定震度が大きくなったことに伴い、揺れ及び液状化の被害は深刻化

し、建物被害が増加している。

さらに、建物被害の増加に比例して、人的被害も拡大しており、死者数全体の約4割、けが人全体の約7割に上ると想定される。

- 火災

23区の区部西部から南西部の環七、環八間を中心とする地域は、木造建築物が広範囲にわたって密集しており、火災延焼被害を受けやすい地域特性にあり、これらの地域を中心に火災延焼の被害が想定されている。

大田区内の火災被害件数は前回想定から減少しているものの、依然として高い数値であり、火災に伴う死者数は、死者数全体の約6割に上ると見られる。

- 首都直下地震等の大田区の前提条件

- 震源 東京湾北部
- 規模 M7.3
- 震源の深さ 約25km
- 気象条件 季節・時刻冬の夕方18時 風速8m/s



## 東京都の新たな被害想定について ～首都直下地震等による東京の被害想定～

### ○ 東日本大震災を踏まえ、現行の被害想定を見直し

- ◆ 客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）

再検証	【首都直下地震】	東京湾北部地震 (M7.3) 多摩直下地震 (M7.3)	首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究成果を反映し、最新のモデルで検証
追加	【海溝型地震】	元禄型関東地震 (M8.2)	大規模海溝型地震の検証
追加	【活断層で発生する地震】	立川断層帯地震 (M7.4)	地下の深い部分で発生する地震の検証

- ◆ フィリピン海プレート上面の深度が従来の想定より浅いという最新の知見を反映 → 震源が浅くなるため、従来の想定より震度が大きくなる
- ◆ 津波による被害想定を実施 → 過去の記録等で、都内に最も大きな津波をもたらしたとされる元禄関東地震（1703年）をモデルとして検証

### ○ 想定結果の特徴

- ◆ 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に → 震度6強以上の範囲は、東京湾北部地震 区部の約7割、多摩直下地震 多摩の約4割
- ◆ 東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P.2. 6.1m(品川区) ※地盤沈下を含む。(T.P. = 東京湾平均海面) → 河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、死者などの大きな被害は生じない
- ◆ 東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人 → 区部木造住宅密集地域で、建物倒壊や焼失などによる大きな被害

### ○ 被害の概要（冬の夕方18時・風速8m/秒）

		【首都直下地震】		【海溝型地震】		【活断層で発生する地震】	
		東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)		
人的被害	死者	約 9,700 人	約 4,700 人	約 5,900 人	約 2,600 人		
	原因別						
	揺れ	約 5,600 人	約 3,400 人	約 3,500 人	約 1,500 人		
	火災	約 4,100 人	約 1,300 人	約 2,400 人	約 1,100 人		
	負傷者 (うち重傷者)	約 147,600 人 (約 21,900) 人	約 101,100 人 (約 10,900) 人	約 108,300 人 (約 12,900) 人	約 31,700 人 (約 4,700) 人		
	原因別						
物的被害	揺れ	約 129,900 人	約 96,500 人	約 98,500 人	約 27,800 人		
	火災	約 17,700 人	約 4,600 人	約 9,800 人	約 3,900 人		
	建物被害	約 304,300 棟	約 139,500 棟	約 184,600 棟	約 85,700 棟		
	原因別						
	揺れ	約 116,200 棟	約 75,700 棟	約 76,500 棟	約 35,400 棟		
	火災	約 188,100 棟	約 63,800 棟	約 108,100 棟	約 50,300 棟		
避難者の発生(ピーク:1日後)		約 339万 人	約 276万 人	約 320万 人	約 101万 人		
帰宅困難者		約 517万 人					

（「首都直下地震等による東京の被害想定」より）

(2) 発地震前提条件での代表的な人的物的被害の状況

前提条件の下、各種の被害発生が想定されているが、代表的な被害を基に大田区の 23 区における相対的な危険度を示すと次のとおりである。

1) 人的被害

① 死者数

都内 23 区の死者数の多い順に纏めると表 I のとおりで、大田区が最大である。また、人口当たりの死者数は表 II のとおり第 5 位であるが、23 区平均より相当高い水準にある。

(\*) 人口当たり死者数は、次の式で算出している。

$$\text{死者数} / (\text{昼間人口} + \text{夜間人口}) \div 2$$

表 I

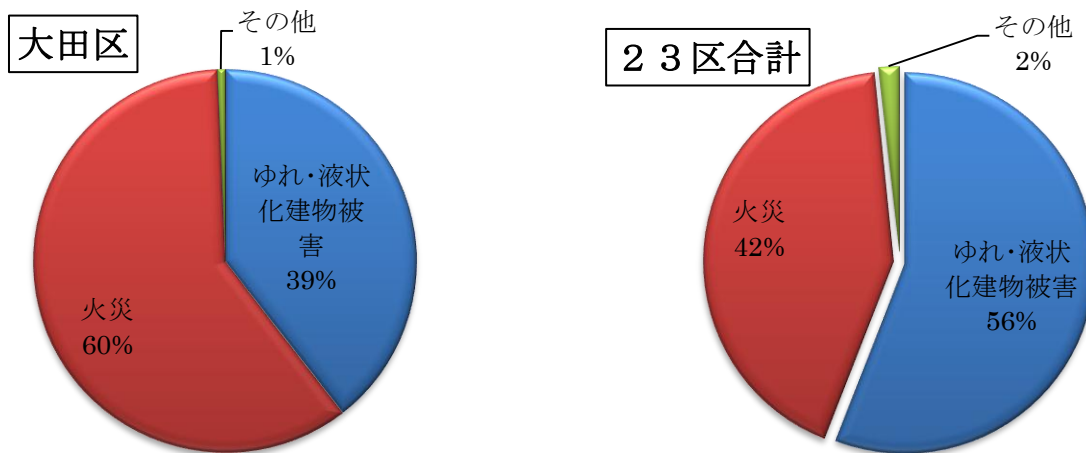
順位	区名	死者数
1	大田	1,073
2	品川	779
3	足立	712
4	墨田	665
5	世田谷	655
6	江戸川	600
7	杉並	556
8	葛飾	500
9	台東	482
10	江東	449
23区合計		9,335

表 II

順位	区名	人口当たり死者数
1	墨田	0.26%
2	荒川	0.22%
3	台東	0.20%
4	品川	0.18%
5	大田	0.16%
6	葛飾	0.13%
7	目黒	0.12%
8	足立	0.12%
9	杉並	0.11%
10	江戸川	0.10%
区部平均		0.09%

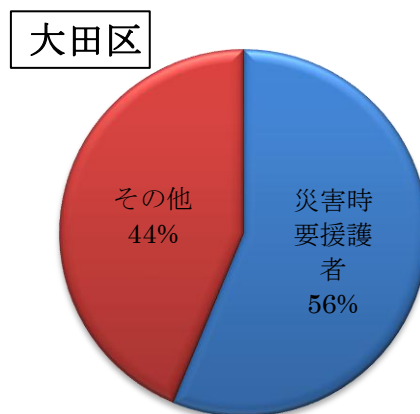
② 死亡原因

大田区は、死亡原因の 60% が火災によるもので、揺れなどによる建物被害が 40% 弱であるが、23 区合計では逆に建物被害が 56%、火災が 42% となっている。



### ③ 災害時要援護者の死亡者

高齢者や障がい者等災害時要援護者の死亡数は604人に上り、全体の56%を占める。23区合計でも51%であり、災害時要援護者対策が死亡者数を減らす大きな対策となる。



## 2) 物的被害

### ① 全壊棟数

都内23区的全壊棟数の多い順に纏めると表Iのとおりで、大田区が最大である。また、全建築棟数に対する全壊棟数の割合は表IIのとおり第4位であり、28.4%にのぼる。

表 I

順位	区名	全壊棟数
1	大田	40,900
2	世田谷	27,801
3	杉並	26,031
4	品川	25,376
5	足立	25,089
6	江戸川	22,654
7	葛飾	17,808
8	墨田	17,657
9	目黒	13,333
10	荒川	11,709
2 3 区合計		294,087

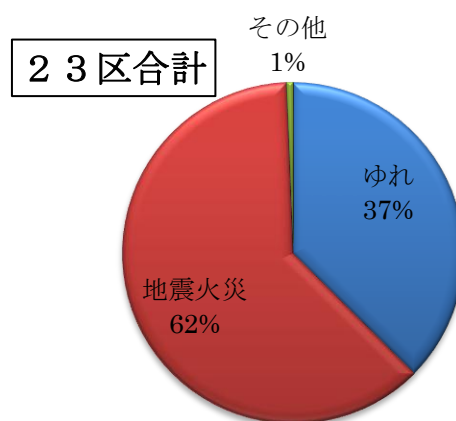
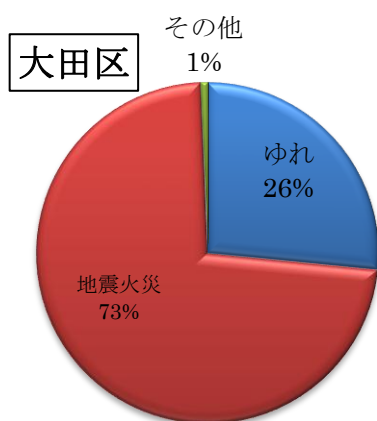
表 II

順位	区名	全壊割合(*)
1	品川	33.3%
2	墨田	30.5%
3	荒川	30.4%
4	大田	28.4%
5	江東	21.2%
6	杉並	21.1%
7	目黒	20.7%
8	台東	20.1%
9	江戸川	18.6%
10	足立	17.5%
2 3 区合計		16.1%

(\*) 全壊棟数/建物棟数

## ② 全壊原因

大田区は、全壊原因の73%が地震火災によるもので、ゆれによるものは26%であり、23区合計でもゆれが37%に対し地震火災が62%となっている。



### (3) 前回被害想定との比較

平成 18 年 5 月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」と今回の被害想定を比較すると次のとおりである。

なお、前回の被害想定は東京湾北部地震で規模 (M7.3)・冬の 18 時発生との条件は今回と同一であるが、風速 15m/s と今回 (8m/s) よりより厳しい条件を想定していた。

#### 1) 死者数

	平成 18 年被害想定	今回被害想定	増加率
大田区	538	1,073	+99%
23 区計	5,738	9,335	+63%
大田区割合	9.4%	11.5%	—

6 年前の想定に比べ、死者数は約 2 倍と急激に増加している。また、大田区の 23 区死者数に占める割合も 9.4% から 11.5% へと増加している。

#### 2) 全壊棟数

	平成 18 年被害想定	今回被害想定	増加率
大田区	40,675	40,900	+1%
23 区計	442,391	294,087	-34%
大田区割合	9.2%	13.9%	—

6 年前の想定に比べ、全壊棟数はほぼ横這いであるが、23 区計は約 2/3 に減少している。この結果、大田区の 23 区全壊棟数に占める割合も 9.2% から 13.9% へと急激に増加している。

### (4) まとめ

以上の首都直下地震等による東京の被害想定から大田区の被害状況は次のとおりと言える。

- 死者数、全壊棟数とも 23 区で最大であり、人口当たりや建築棟数当たりの被害割合も危険度の高い位置にいる。
- 地震火災による影響が、他区に比べ深刻である。
- 災害時要援護者の死亡者が過半数を占め、災害時要援護者への対策が、耐震、耐火等のハード面の対策と共に重要である。
- 18 年の想定にくらべ、今回の被害想定は他区に比較し厳しいものになっている。これは、地震の想定や地震による被害の発生に関する

新しい科学的知見による影響と建物の耐震化の進展等、防災対策の進捗による影響の双方の複合的な結果と考えられる。

### 3. 地震に関する地域危険度測定調査

#### 要旨

大田区は地域危険度の高い地域の割合が高くなっている。

主な原因は、沖積低地が地盤の地域が多く、また建物について木造密集地域が多いことである。

ここ 20 年で、都内全域の調査対象の中で危険度の高い地域の割合が高い状態が続いており、大きな変化は見られない。

(1) 東京都では、東京都震災対策条例（当初は震災予防条例）に基づき、昭和 50 年 11 月に第 1 回の地域危険度を公表し、その後、市街地の変化を表わす建物などの最新データや新たな知見を取入れ、概ね 5 年ごとに調査を行っている。

最新データは平成 25 年 9 月公表の第 7 回調査である。

調査の目的は次のとおりである。

- 地震に強い都市づくりの指標とする。
- 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

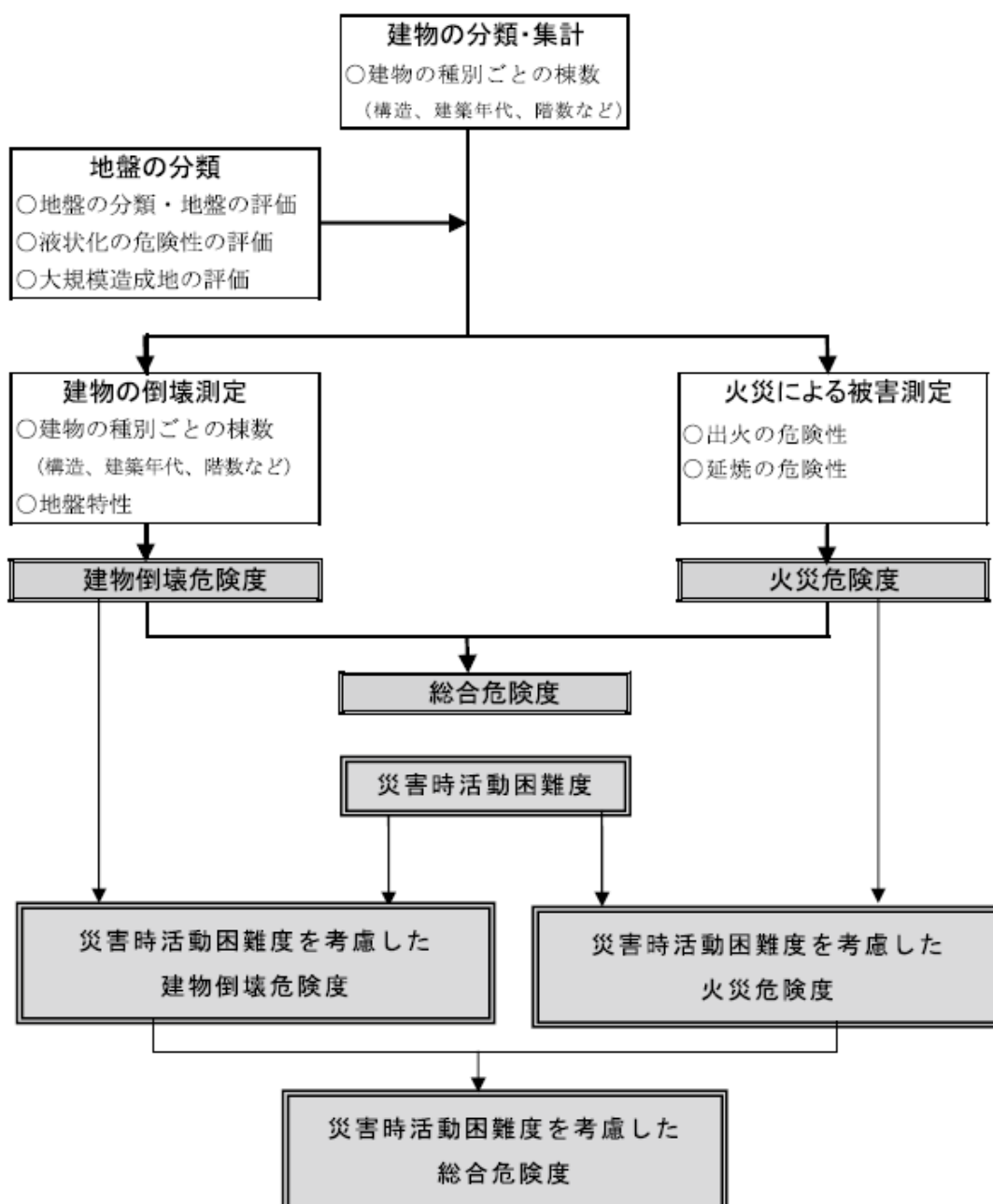
本調査では、以下の危険性を町丁目ごとに測定している。

- 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
- 火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
- 総合危険度（上記 2 要素を総合した危険性）
- 「災害時活動困難度」を考慮した危険度（今回より表示）  
（災害時の避難や消火・救助等の活動のしやすさ（困難さ）を考慮した危険性）

地域危険度は、都内の市街化区域の 5,133 町丁目について各々の危険性の度合いを 5 つのランクに分けて、以下のように相対的に評価している。

	危険度				
	小←		→大		
ランク	1	2	3	4	5
存在比率	45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%
町丁目数	2318	1634	813	284	84

地域危険度測定調査のフロー



(「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」より)



(2) 第7回地域危険度一覧表 (大田区、町丁別)

地震に関する地域危険度測定調査(第7回)(平成25年9月公表)

地域危険度一覧表:大田区

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度		災害時活動困難度を考慮した危険度					
		ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度	
								ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
池上1丁目	台地2	1	2962	1	3301	1	3171	2	2468	1	3004	2	2763
池上2丁目	谷底低地3	2	1799	2	1672	2	1728	2	2080	2	1715	2	1868
池上3丁目	沖積低地2	3	728	2	1942	2	1294	2	1248	2	2258	2	1709
池上4丁目	沖積低地2	3	417	3	782	3	493	3	635	3	1023	3	783
池上5丁目	沖積低地2	3	391	3	402	4	308	4	100	4	264	4	162
池上6丁目	沖積低地2	3	710	2	1545	3	1071	3	1024	2	1734	2	1311
池上7丁目	沖積低地2	3	922	2	1985	2	1430	2	1999	2	2601	2	2305
池上8丁目	沖積低地2	3	801	2	2036	2	1399	2	1391	2	2378	2	1856
石川町1丁目	台地2	1	3003	2	1235	2	2149	2	1727	3	798	2	1195
石川町2丁目	谷底低地2	1	2867	2	1507	2	2226	2	2607	2	1340	2	1960
鷓の木1丁目	沖積低地3	3	778	2	1695	2	1186	3	548	2	1425	3	936
鷓の木2丁目	沖積低地3	4	324	3	542	4	330	3	666	3	873	3	718
鷓の木3丁目	沖積低地3	3	438	2	1521	3	890	3	1007	2	1997	2	1438
大森北1丁目	沖積低地2	2	1339	2	2556	2	1959	1	2952	1	3291	1	3149
大森北2丁目	沖積低地2	2	2751	1	3144	1	2985	1	3696	1	3520	1	3672
大森北3丁目	沖積低地2	3	380	4	137	4	188	4	320	4	206	4	238
大森北4丁目	沖積低地2	3	543	3	492	3	419	4	291	3	439	4	324
大森北5丁目	沖積低地2	3	739	3	819	3	657	3	389	3	700	3	504
大森北6丁目	沖積低地2	3	390	4	207	4	224	4	157	4	177	4	148
大森中1丁目	沖積低地2	3	947	3	947	3	845	2	1245	3	1172	3	1145
大森中2丁目	沖積低地2	3	386	4	289	4	260	4	368	3	395	4	340
大森中3丁目	沖積低地2	4	283	4	206	4	177	4	184	4	228	4	179
大森西1丁目	沖積低地2	3	667	3	546	3	500	3	388	3	502	3	407
大森西2丁目	沖積低地2	3	661	3	458	3	459	4	318	3	398	4	314
大森西3丁目	沖積低地2	3	534	4	276	4	313	4	326	4	281	4	271
大森西4丁目	沖積低地2	3	862	2	1573	3	1163	3	559	2	1280	3	871
大森西5丁目	沖積低地2	3	427	4	231	4	257	4	268	4	256	4	237
大森西6丁目	沖積低地2	3	526	3	403	4	362	3	384	3	448	3	372

大森西7丁目	沖積低地2	3	652	2	1232	3	835	3	738	2	1311	3	973
大森東1丁目	沖積低地2	2	1440	2	1494	2	1448	2	1295	2	1370	2	1267
大森東2丁目	沖積低地3	4	292	4	259	4	207	4	187	4	279	4	204
大森東3丁目	沖積低地2	3	1005	3	760	3	774	3	526	3	604	3	521
大森東4丁目	沖積低地2	3	578	4	345	4	358	3	473	3	413	3	402
大森東5丁目	沖積低地2	3	558	3	1086	3	712	3	743	2	1275	3	957
大森本町1丁目	沖積低地2	1	3485	1	2919	1	3254	1	3511	1	2873	1	3231
大森本町2丁目	沖積低地2	3	595	3	844	3	604	3	654	3	964	3	765
大森南1丁目	沖積低地2	3	614	3	1080	3	740	3	1143	2	1507	2	1260
大森南2丁目	沖積低地2	3	1008	2	2202	2	1595	2	1275	2	2288	2	1732
大森南3丁目	沖積低地2	3	777	2	1362	3	1004	2	1492	2	1825	2	1609
大森南4丁目	沖積低地3	2	1878	1	3724	1	2830	2	1856	1	3616	2	2762
大森南5丁目	沖積低地2	1	2829	1	3079	1	2994	2	1880	2	2482	2	2174
蒲田1丁目	沖積低地2	3	606	3	516	3	462	4	230	3	394	4	276
蒲田2丁目	沖積低地2	4	321	4	333	4	254	4	127	4	269	4	173
蒲田3丁目	沖積低地2	3	709	3	417	3	463	3	527	3	446	3	449
蒲田4丁目	沖積低地2	3	845	2	1812	2	1283	1	3128	1	3093	1	3142
蒲田5丁目	沖積低地3	2	1276	2	2397	2	1838	2	2351	1	2885	2	2638
蒲田本町1丁目	沖積低地3	3	1155	3	915	3	962	2	1287	3	1060	3	1107
蒲田本町2丁目	沖積低地3	4	223	4	129	4	127	4	198	4	196	4	172
上池台1丁目	台地2	2	1713	2	2337	2	2046	2	2297	2	2522	2	2415
上池台2丁目	台地2	2	1471	2	2589	2	2054	2	2234	1	2912	2	2594
上池台3丁目	谷底低地2	3	1078	3	1038	3	989	2	1896	2	1517	2	1659
上池台4丁目	台地2	2	1823	2	2101	2	1972	2	2782	2	2474	2	2648
上池台5丁目	台地2	2	1851	1	2862	2	2379	1	2836	1	3220	1	3047
北糀谷1丁目	沖積低地2	3	718	2	1408	3	997	3	1159	2	1709	2	1360
北糀谷2丁目	沖積低地2	3	969	2	1976	2	1454	2	1728	2	2383	2	2058
北千束1丁目	台地2	2	1452	3	1040	2	1197	3	877	3	827	3	809
北千束2丁目	台地2	2	1611	2	1309	2	1440	2	1420	2	1206	2	1251
北千束3丁目	台地2	2	1640	3	976	2	1264	2	1449	3	960	3	1139
北馬込1丁目	台地2	2	1528	3	776	3	1100	2	1235	3	747	3	942
北馬込2丁目	台地2	3	1140	3	460	3	686	3	1057	3	552	3	759
北嶺町	台地1	2	1696	2	2676	2	2221	2	2198	1	2843	2	2531
久が原1丁目	台地1	2	2628	1	3457	1	3090	1	3401	1	3665	1	3590
久が原2丁目	谷底低地3	2	1727	2	1998	2	1866	2	2330	2	2212	2	2274
久が原3丁目	台地1	2	1899	2	2256	2	2094	2	2651	2	2501	2	2599
久が原4丁目	台地1	2	2152	2	2543	2	2367	2	2694	2	2674	2	2712
久が原5丁目	台地1	2	2482	1	2924	2	2722	1	3248	1	3192	1	3265
久が原6丁目	台地1	2	2164	1	3002	2	2607	2	2623	1	3110	1	2893

京浜島1丁目	沖積低地3	1	4684	1	5003	1	4859	1	4475	1	4985	1	4751
京浜島2丁目	沖積低地4	1	4300	1	4877	1	4609	1	4210	1	4889	1	4586
京浜島3丁目	沖積低地3	1	4765	1	5015	1	4912	1	4660	1	5010	1	4853
山王1丁目	台地2	2	1691	3	772	2	1182	3	732	3	481	3	560
山王2丁目	台地2	2	1992	2	1240	2	1604	3	1121	3	890	3	954
山王3丁目	沖積低地2	3	539	3	744	3	528	4	206	3	566	4	345
山王4丁目	台地2	2	1467	3	1146	2	1263	3	440	3	660	3	511
下丸子1丁目	沖積低地3	4	368	2	1262	3	706	3	480	2	1423	3	899
下丸子2丁目	沖積低地3	2	1213	2	2223	2	1711	3	1062	2	1994	2	1457
下丸子3丁目	沖積低地3	3	840	3	721	3	661	3	670	3	734	3	666
下丸子4丁目	沖積低地3	2	1406	2	1548	2	1459	3	982	2	1243	3	1051
昭和島1丁目	沖積低地2	1	4423	1	4814	1	4626	1	4224	1	4808	1	4554
昭和島2丁目	沖積低地3	1	4661	1	4995	1	4844	1	4462	1	4977	1	4734
新蒲田1丁目	沖積低地3	2	1204	3	1143	3	1119	3	1003	3	1083	3	985
新蒲田2丁目	沖積低地3	3	381	3	1158	3	646	3	1077	2	1779	2	1358
新蒲田3丁目	沖積低地3	4	186	3	866	3	429	4	367	3	1135	3	697
城南島1丁目	沖積低地3	1	4633	1	5036	1	4850	1	4518	1	5042	1	4802
城南島2丁目	沖積低地3	1	4436	1	4918	1	4692	1	4549	1	4961	1	4777
城南島3丁目	沖積低地5	1	4864	1	4990	1	4945	1	4843	1	4995	1	4942
城南島4丁目	沖積低地5	1	4632	1	4782	1	4718	1	4537	1	4765	1	4670
城南島5丁目	沖積低地5	1	4908	1	5079	1	5020	1	4877	1	5086	1	5012
城南島6丁目	沖積低地3	1	5082	1	5086	1	5104	1	5065	1	5084	1	5098
城南島7丁目	沖積低地3	1	4993	1	5037	1	5042	1	5007	1	5058	1	5054
多摩川1丁目	沖積低地3	3	602	2	2074	2	1302	2	1247	2	2520	2	1854
多摩川2丁目	沖積低地3	3	824	2	1747	2	1234	3	866	2	1693	2	1215
千鳥1丁目	沖積低地2	3	889	2	1995	2	1424	2	1361	2	2259	2	1773
千鳥2丁目	沖積低地2	3	698	2	1226	3	858	2	1629	2	1841	2	1690
千鳥3丁目	沖積低地2	3	1003	2	1963	2	1470	2	1610	2	2284	2	1921
中央1丁目	沖積低地2	3	507	3	429	4	366	4	336	3	444	4	349
中央2丁目	沖積低地2	3	455	3	422	4	338	3	603	3	621	3	566
中央3丁目	沖積低地3	4	121	5	49	5	63	4	91	5	59	5	68
中央4丁目	沖積低地2	3	414	4	264	4	263	4	169	4	223	4	170
中央5丁目	台地2	2	2037	3	1087	2	1554	2	1240	3	807	3	972
中央6丁目	沖積低地2	3	626	3	464	3	441	3	459	3	504	3	443
中央7丁目	沖積低地3	4	208	4	147	4	129	3	391	4	323	4	310
中央8丁目	沖積低地3	4	199	4	192	4	140	3	685	3	521	3	556
田園調布1丁目	台地1	2	2529	2	1962	2	2280	2	1782	2	1494	2	1581
田園調布2丁目	台地1	2	2563	2	2394	2	2488	2	2322	2	2127	2	2225
田園調布3丁目	台地1	1	3580	1	4267	1	3972	1	3995	1	4387	1	4222
田園調布4丁目	台地1	1	2913	1	3616	1	3317	2	2309	1	3282	1	2821

田園調布5丁目	沖積低地1	1	2823	1	3012	1	2951	2	2252	2	2611	2	2438
田園調布本町	台地1	2	2330	2	2414	2	2398	2	2265	2	2235	2	2251
田園調布南	沖積低地3	3	946	2	1490	3	1164	3	773	2	1318	3	988
東海1丁目	沖積低地2	1	5009	1	5088	1	5070	1	4992	1	5089	1	5065
東海2丁目	沖積低地3	1	4925	1	5097	1	5035	1	4845	1	5101	1	5004
東海3丁目	沖積低地3	1	4923	1	5023	1	5000	1	4873	1	5030	1	4976
東海4丁目	沖積低地2	1	4968	1	4996	1	5009	1	4948	1	4997	1	5003
東海5丁目	沖積低地4	1	4960	1	5075	1	5045	1	4931	1	5080	1	5039
東海6丁目	沖積低地2	1	5050	1	5025	1	5061	1	5040	1	5028	1	5057
仲池上1丁目	谷底低地2	2	2645	2	2746	2	2714	1	3397	1	3020	1	3251
仲池上2丁目	谷底低地3	2	1816	2	1872	2	1850	2	2771	2	2245	2	2523
中馬込1丁目	台地2	2	1961	2	1993	2	1990	2	2129	2	1954	2	2045
中馬込2丁目	台地2	2	2216	2	2499	2	2381	1	2817	2	2652	2	2761
中馬込3丁目	台地2	2	2599	1	3225	1	2944	2	2315	1	2996	2	2678
仲六郷1丁目	沖積低地3	3	449	4	269	4	273	4	242	4	270	4	232
仲六郷2丁目	沖積低地3	4	195	5	65	4	89	4	94	5	64	5	71
仲六郷3丁目	沖積低地3	3	584	3	513	3	447	4	362	3	497	3	391
仲六郷4丁目	沖積低地3	3	733	3	938	3	723	4	245	3	674	3	423
西蒲田1丁目	沖積低地3	4	237	4	194	4	157	4	152	4	213	4	163
西蒲田2丁目	沖積低地2	3	753	3	842	3	683	4	358	3	690	3	480
西蒲田3丁目	沖積低地2	4	254	4	165	4	150	4	124	4	158	4	126
西蒲田4丁目	沖積低地3	4	160	4	183	4	125	5	29	4	101	5	58
西蒲田4丁目	沖積低地3	4	160	4	183	4	125	5	29	4	101	5	58
西蒲田5丁目	沖積低地3	3	445	4	143	4	218	4	118	4	90	4	93
西蒲田6丁目	沖積低地2	3	476	3	518	3	397	4	274	3	486	4	339
西蒲田7丁目	沖積低地3	3	704	2	1727	3	1161	2	1664	2	2334	2	1993
西蒲田8丁目	沖積低地3	2	1267	2	2296	2	1779	2	2250	2	2738	2	2516
西糝谷1丁目	沖積低地2	4	360	3	533	4	346	3	717	3	863	3	748
西糝谷2丁目	沖積低地2	3	883	3	843	3	753	2	1325	3	1157	3	1173
西糝谷3丁目	沖積低地2	3	610	3	868	3	622	3	752	3	1021	3	841
西糝谷4丁目	沖積低地2	3	477	3	966	3	607	3	962	2	1419	3	1125
西馬込1丁目	谷底低地2	2	2262	1	3097	2	2706	1	3487	1	3560	1	3582
西馬込2丁目	台地2	2	2078	1	3462	2	2790	1	3801	1	4009	1	3934
西嶺町	台地1	2	2265	2	2747	2	2520	2	2735	1	2845	1	2816
西六郷1丁目	沖積低地3	4	332	4	120	4	165	4	177	4	133	4	136
西六郷2丁目	沖積低地3	4	230	4	89	4	118	4	112	5	82	4	86
西六郷3丁目	沖積低地3	3	622	3	634	3	520	4	265	3	512	4	348
西六郷4丁目	沖積低地3	3	760	3	1054	3	798	4	363	3	836	3	550
萩中1丁目	沖積低地3	3	497	3	558	3	430	4	225	3	477	4	306
萩中2丁目	沖積低地3	3	527	3	959	3	625	4	227	3	775	3	463

萩中3丁目	沖積低地2	2	1413	2	2779	2	2117	3	834	2	2211	2	1454
羽田1丁目	沖積低地2	2	1211	2	1419	2	1274	3	950	2	1246	3	1035
羽田2丁目	沖積低地3	4	236	4	142	4	134	4	175	4	184	4	159
羽田3丁目	沖積低地3	5	49	5	16	5	24	5	15	5	12	5	11
羽田4丁目	沖積低地3	3	517	3	846	3	568	3	423	3	888	3	619
羽田5丁目	沖積低地3	3	444	3	450	4	347	3	419	3	564	3	452
羽田6丁目	沖積低地4	5	46	5	11	5	22	5	4	5	7	5	4
羽田旭町	沖積低地3	1	3889	1	4450	1	4232	1	3131	1	4275	1	3755
羽田空港1丁目	沖積低地3	1	4860	1	4956	1	4928	1	4750	1	4950	1	4876
羽田空港2丁目	沖積低地3	1	5112	1	5094	1	5115	1	5111	1	5093	1	5118
羽田空港3丁目	沖積低地4	1	5087	1	5090	1	5106	1	5079	1	5087	1	5107
東蒲田1丁目	沖積低地2	4	313	4	167	4	175	4	176	4	176	4	156
東蒲田2丁目	沖積低地2	4	263	5	84	4	126	4	193	4	118	4	137
東糀谷1丁目	沖積低地2	3	1041	2	1988	2	1501	2	1293	2	2071	2	1632
東糀谷2丁目	沖積低地2	2	2138	1	3470	1	2833	1	3463	1	3865	1	3729
東糀谷3丁目	沖積低地2	3	1089	2	2715	2	1904	2	2016	1	3177	2	2618
東糀谷4丁目	沖積低地2	2	1979	1	3172	2	2597	2	2222	1	3180	2	2731
東糀谷5丁目	沖積低地2	2	1684	1	3621	2	2683	2	2720	1	3890	1	3347
東糀谷6丁目	沖積低地2	1	4377	1	4638	1	4527	1	4128	1	4563	1	4378
東馬込1丁目	台地2	2	1191	3	743	3	867	2	1182	3	832	3	955
東馬込2丁目	谷底低地3	3	723	4	273	3	398	4	260	4	194	4	196
東嶺町	台地1	2	2150	2	2418	2	2310	2	2594	2	2493	2	2557
東矢口1丁目	沖積低地3	4	351	3	940	3	535	3	636	2	1267	3	900
東矢口2丁目	沖積低地3	3	399	3	1069	3	620	3	845	2	1508	3	1110
東矢口3丁目	沖積低地3	4	226	3	409	4	242	4	264	3	542	4	356
東雪谷1丁目	台地2	2	1687	2	1349	2	1507	2	2285	2	1611	2	1924
東雪谷2丁目	台地2	2	1754	2	2008	2	1880	2	1863	2	1950	2	1876
東雪谷3丁目	台地2	2	1690	2	1634	2	1656	2	1946	2	1673	2	1772
東雪谷4丁目	台地2	2	2241	2	1987	2	2142	2	2614	2	2038	2	2326
東雪谷5丁目	台地2	2	1551	2	2305	2	1938	2	2088	2	2458	2	2277
東六郷1丁目	沖積低地3	4	348	4	277	4	235	4	172	4	255	4	185
東六郷2丁目	沖積低地3	3	671	3	477	3	472	3	472	3	495	3	446
東六郷3丁目	沖積低地3	3	653	3	652	3	543	4	307	3	540	3	380
平和島1丁目	沖積低地3	1	4602	1	4978	1	4805	1	4517	1	4982	1	4770
平和島2丁目	沖積低地2	1	4806	1	4836	1	4831	1	4700	1	4816	1	4782
平和島3丁目	沖積低地3	1	4828	1	4879	1	4863	1	4834	1	4907	1	4901
平和島4丁目	沖積低地2	1	4945	1	4951	1	4969	1	4963	1	4981	1	5001
平和島5丁目	沖積低地2	1	4540	1	4758	1	4656	1	4612	1	4804	1	4726
平和島6丁目	沖積低地3	1	4928	1	5024	1	5002	1	4894	1	5035	1	4988
平和の森公園	沖積低地2	1	5051	1	5099	1	5096	1	5077	1	5106	1	5113

本羽田1丁目	沖積低地3	3	392	3	595	3	394	4	298	3	653	3	437
本羽田2丁目	沖積低地3	3	792	2	1233	3	933	3	655	3	1153	3	857
本羽田3丁目	沖積低地3	2	1626	1	3164	2	2422	2	1190	2	2783	2	1975
南蒲田1丁目	沖積低地2	3	542	2	1486	3	935	3	629	2	1528	3	1023
南蒲田2丁目	沖積低地3	4	355	4	282	4	243	4	258	4	324	4	263
南蒲田3丁目	沖積低地3	5	38	5	62	5	35	5	28	5	58	5	38
南久が原1丁目	台地1	2	1756	2	1772	2	1760	2	2461	2	2042	2	2254
南久が原2丁目	台地1	2	1506	2	1389	2	1426	2	1903	2	1564	2	1687
南千束1丁目	台地2	2	1966	2	1506	2	1729	2	1820	2	1381	2	1547
南千束2丁目	台地2	1	2911	1	3223	1	3116	2	2179	2	2764	2	2491
南千束3丁目	台地2	3	1157	3	545	3	744	3	726	3	475	3	552
南馬込1丁目	台地2	2	1758	3	971	2	1337	2	2032	3	1149	2	1538
南馬込2丁目	台地2	2	1438	3	857	3	1095	2	1482	3	948	3	1151
南馬込3丁目	谷底低地3	3	1116	3	445	3	659	3	617	3	375	3	460
南馬込4丁目	谷底低地2	2	1254	3	699	3	886	3	993	3	701	3	805
南馬込5丁目	台地2	2	2077	1	3185	2	2663	2	2714	1	3345	1	3052
南馬込6丁目	台地2	2	2740	2	2381	2	2581	2	2237	2	1974	2	2105
南雪谷1丁目	台地1	2	2467	2	2600	2	2554	1	3526	1	3046	1	3325
南雪谷2丁目	台地1	2	2070	2	2605	2	2357	2	2604	2	2742	2	2704
南雪谷3丁目	台地1	2	2143	2	2719	2	2450	1	2870	1	2936	1	2937
南雪谷4丁目	台地1	2	1963	2	1879	2	1930	1	3048	2	2328	2	2714
南雪谷5丁目	谷底低地2	2	1985	2	1485	2	1726	2	2201	2	1533	2	1832
南六郷1丁目	沖積低地3	3	500	3	407	4	353	3	415	3	485	3	411
南六郷2丁目	沖積低地3	3	603	3	370	3	382	3	454	3	415	3	396
南六郷3丁目	沖積低地3	2	1728	2	2210	2	1981	2	1360	2	1842	2	1548
矢口1丁目	沖積低地3	3	690	2	1558	3	1066	3	1104	2	1815	2	1388
矢口2丁目	沖積低地3	3	735	3	1121	3	824	2	1379	2	1576	2	1412
矢口3丁目	沖積低地3	3	587	2	1360	3	880	3	467	2	1252	3	814
雪谷大塚町	台地1	2	1978	2	2119	2	2075	2	2051	2	2027	2	2041

### (3) 第7回調査結果のまとめ

#### 1) 建物倒壊危険度

ランク		1	2	3	4	5	計
大田区内	町丁目数	39	68	81	24	3	215
対象	存在比率	18.14%	31.63%	37.67%	11.16%	1.40%	100%
都内平均存在比率		45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%	100%

大田区の場合、本調査の対象である都内の平均存在比率に比べ、危険度の低い“1”の割合が低く、“3”“4”の割合が高くなっている。

これは、大田区的地盤のうち、ゆれが増幅されやすい沖積低地の占める割合が比較的高く、これらの地域の殆どがランク3～5に評価されていることが主な原因と考えられる。

#### 2) 火災危険度

ランク		1	2	3	4	5	計
大田区内	町丁目数	51	72	61	25	6	215
対象	存在比率	23.72%	33.49%	28.37%	11.63%	2.79%	100%
都内平均存在比率		45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%	100%

大田区の場合、建物倒壊危険度と同様危険度の低い“1”の割合が低く、逆に“4”“5”の割合が高くなっている。

これは、大田区内に、木造建物が密集している地域が比較的多いことが主な原因と考えられる。

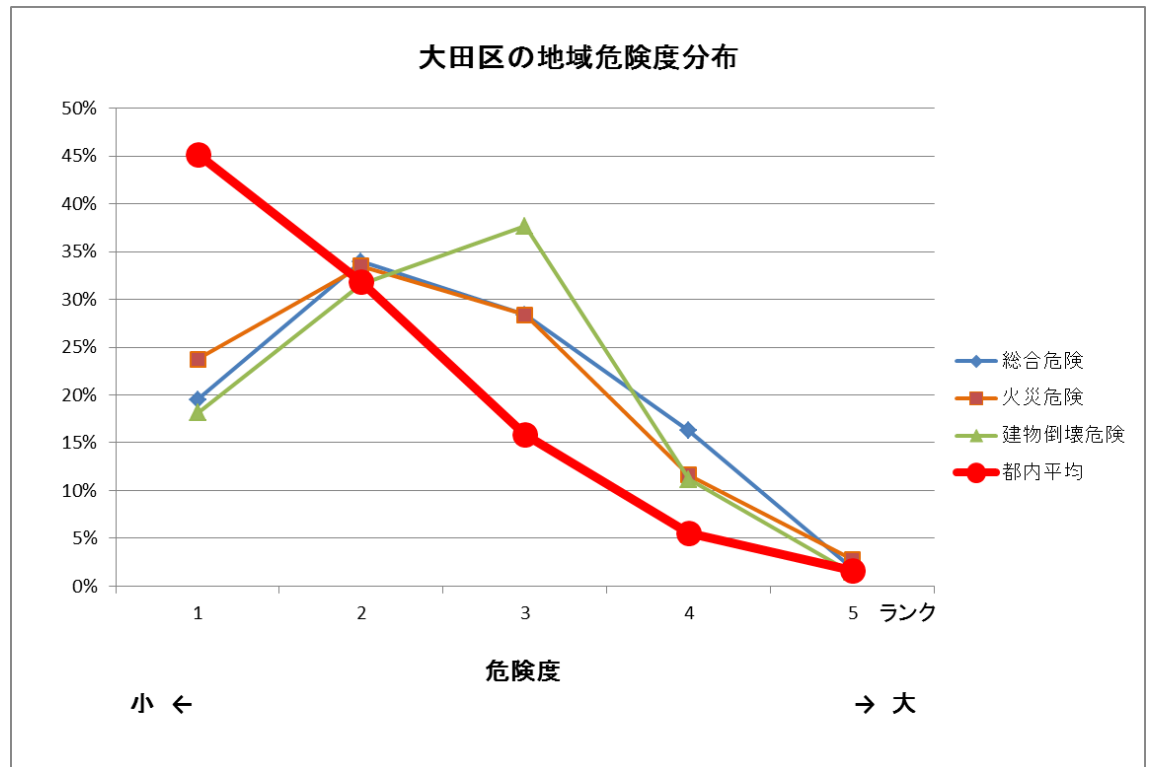
#### 3) 総合危険度

ランク		1	2	3	4	5	計
大田区内	町丁目数	42	73	61	35	4	215
対象	存在比率	19.53%	33.95%	28.37%	16.28%	1.86%	100%
都内平均存在比率		45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%	100%

上記1) 2) を総合した危険度であり、同様な傾向を示しているが、特に“4”は標準存在比率のほぼ3倍であり、比較的危険度の高い地域が相当存在することが判る。



## 大田区町丁の地域危険度分布状態



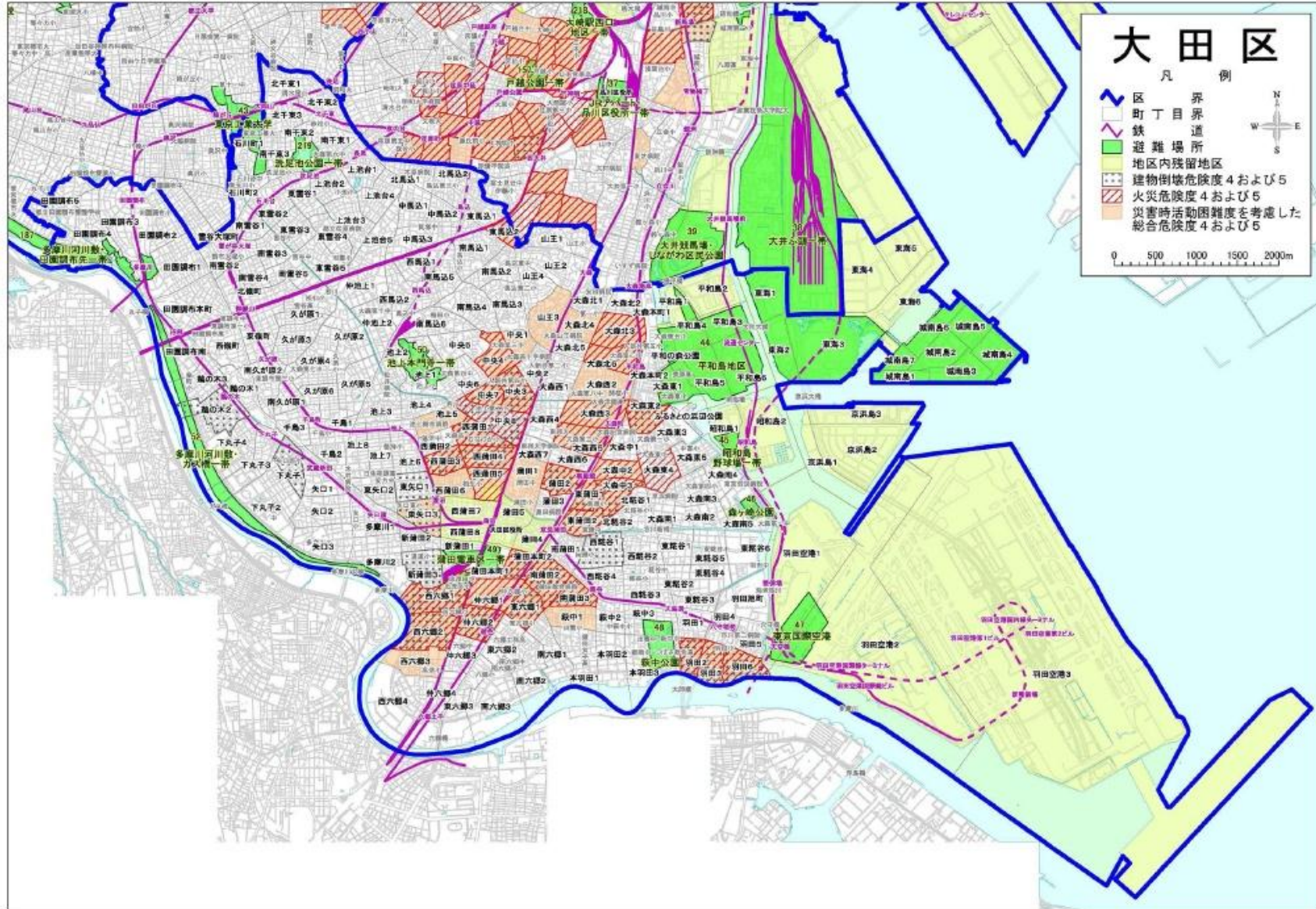
### 4) 災害時活動困難度を考慮した総合危険度

ランク		1	2	3	4	5	計
大田区内 対象	町丁目数	49	68	59	33	6	215
	存在比率	22.79%	31.63%	27.44%	15.35%	2.79%	100%
都内平均存在比率		45.15%	31.83%	15.83%	5.55%	1.64%	100%

「災害時活動困難度」は、地域の道路網の稠密さや幅員が広い道路の多さなど、道路基盤の整備状況から評価した指標である。3) の総合危険度に災害時活動困難度を加味した数値であるが、結果は3) と大きな差異はない。



(地域危険度ランク 4 以上の地域)



#### (4) 過去からの調査結果の傾向

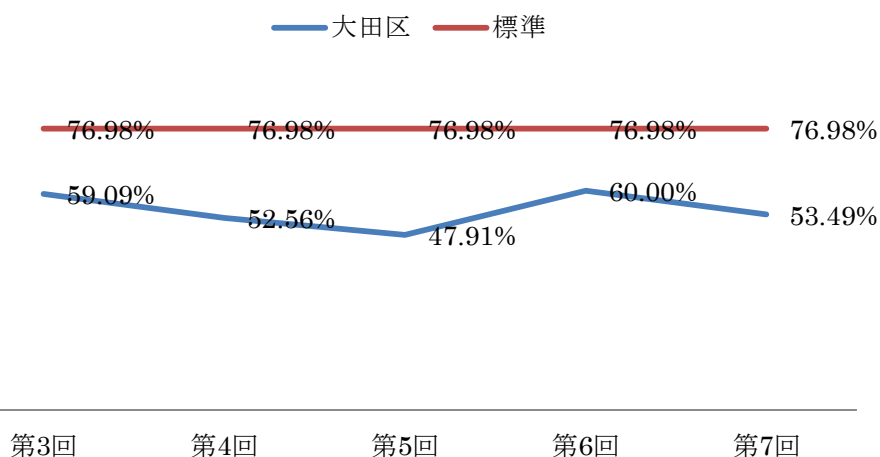
本調査は今回で第7回目を迎え、毎回測定方法の見直しがおこなわれているが、基礎データ等の類似性が高い第3回目以降の調査結果をまとめると次のとおりとなる。

調査	公表年次
第3回	平成5年1月
第4回	平成10年3月
第5回	平成14年12月
第6回	平成20年2月
第7回	平成25年9月

##### 1) 危険度が低いランクの割合（総合危険度で評価（注）、以下同じ）

危険度の低いランク“1”“2”の合計割合の推移は次表のとおりである。

### 危険度の低い地域割合



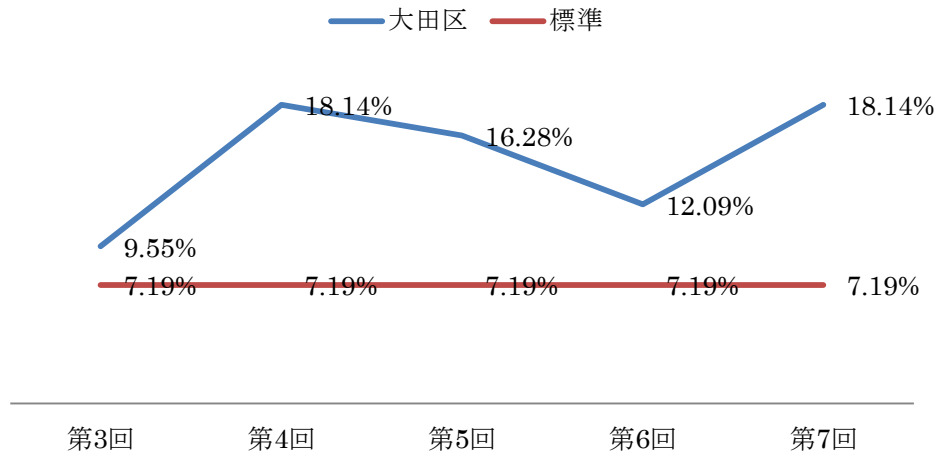
各回とも標準の割合より相当低い水準にあるが、第6回に比べ第7回は危険度の低い地域割合が減少している。

(注)第3回は総合危険度を“物的損害の度合い”“人の損傷の度合い”に分けて評価しており、本表では後者を採用している。

##### 2) 危険度が高いランクの割合

危険度の高いランク“4”“5”の合計割合の推移は次表のとおりである。

## 危険度の高い地域割合



各回とも標準の割合より相当高い水準にあるが、第6回に比べ第7回は危険度の高い地域割合が増加している。

### (5) まとめ

本調査では、特定の地震を想定するのではなく、全ての地域において、地震の強さなどを同じ条件で設定し危険性を測定している。

危険性を判断する主な要因は、地盤と建物の分類である。

- ・大田区は地震のゆれを増幅しやすい沖積低地地盤の地域が多く、これが危険度の高い地域の割合が高くなっている主な原因である。

- ・建物については、木造密集地域が多いことが危険度を高くしている要因と考えられる。

- ・地盤の改善は望めない以上、建物の不燃化・耐震化等の対策が重要になるが、ここ20年で、都内全域の調査対象の中で危険度の高い地域の割合が高い状態が続いており、大きな変化は見られない。

- ・今回新たに測定された“災害時活動困難度を考慮した総合危険度”は主に防災に対する道路整備の貢献度を示すものと考えられるが、地盤・建物で測定される危険度に対し、特にプラスの影響を及ぼしているとは、判断されない。

### 第3. 防災体制

#### 要旨

防災・危機管理担当部門の職員数は、職員総数における比率、人口比率では平均的であるが、想定される被害の規模から判断すると不足している。

多数の部局が関係する防災対策は、検討に時間を要している。よりスピードアップする必要がある。

防災対策を担当する常設の組織としては、大田区防災会議条例に基づく大田区防災会議と、大田区組織条例及び大田区組織規則によって防災を分掌業務とする部局がある。

#### 1. 会議等

大田区防災会議については、後記“大田区地域防災計画”の項に記載する。区役所として単独で防災対策を決定する定期的な会議等はなく、必要に応じて、関係部を集めた打合せを設定しているほか、災害対策本部の本部員を集めた会議を実施した例（大田区総合防災対策の実施方針と基本計画を審議）がある。

#### 2. 防災担当部門

大田区組織条例及び大田区組織規則から、防災を担当する主な部門を纏めると次表のとおりとなる。

防災・危機管理担当部長は、平成17年4月1日の組織改正で新設された。防災・危機管理担当部長の主な任務は、防災を含めた危機管理の統括及び総合調整、危機情報の一元管理、国民保護統制、区全体の研修と訓練の進行管理、他の部局に属さない危機への対応（所管部局が決定されるまで）等である。

また、緊急時において、複数の部局が対応する危機が発生した時または本部を設置した時、担当部長は「危機管理監」の職務を行う。

各部局・保健所及び教育委員会では、経営計画事務を担当する係長が“危機管理に関すること。”を分掌業務としている。これは、各部局の庶務担当課長を危機管理責任者としていることから、当該係長を危機管理責任者の補佐、防災課または担当課長との連絡調整を任務としたことによる。



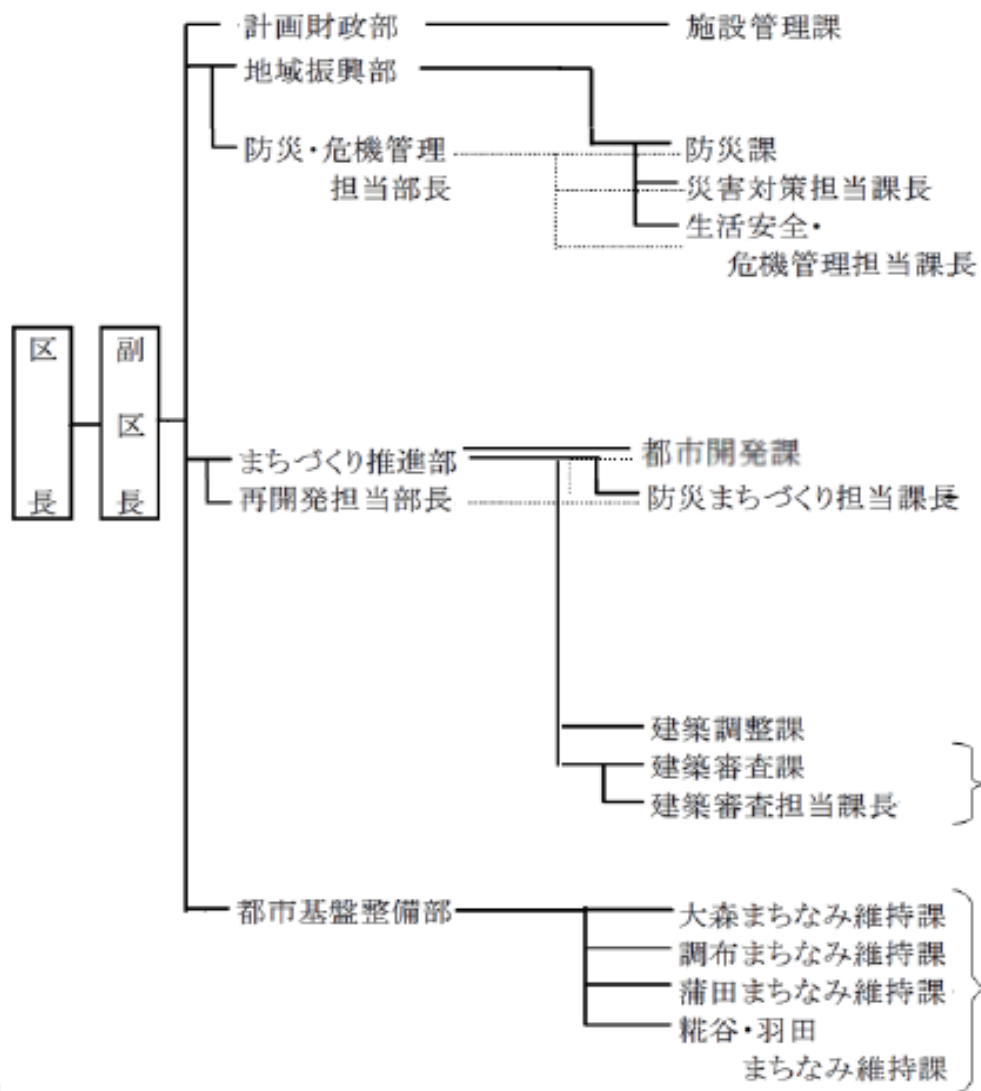
組織条例等からは次表のとおりであるが、各部局はそれぞれ所管する事業・施設の危機管理を担当している。従って、例えば災害時要援護者のための福祉避難所の企画や運営は、福祉部高齢福祉課や障害福祉課が高齢者福祉や障がい者施設を所管している関係で、担当課となっている。

なお、大田区事案決定手続規程では、事案について意見の調整を図る協議の仕組みが定められている。こうした関係課における協議を通じて、区としての業務遂行のバランスを確保することとなっている。

# 主な防災担当部門

(大田区組織規則による)

## 分掌業務



区有施設のアスベスト、建築防災及び耐震診断等安全対策に関すること。

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 地域防災計画に関すること。
- (3) 防災意識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 防災行政無線通信に関すること。
- (5) 消防団に関すること。
- (6) 備蓄等に関すること。
- (7) 水防、除雪等の計画に関すること。
- (8) 防災機材センターに関すること。
- (9) 防災情報基盤の整備に関すること。
- (10) 国民の保護に関すること。
- (11) 地域防犯対策に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。
- (13) その他特命に関すること。

- (1) 防災まちづくりの計画調整に関すること。
- (2) 建築物の不燃化に関すること。
- (3) 木造密集市街地の整備事業に関すること。
- (4) 沿道地区計画に関すること。
- (5) 耐震改修促進に関すること。
- (6) 耐震診断及び耐震改修に係る助成に関すること。
- (7) 崖、擁壁等の整備に係る助成に関すること。

狭あい道路拡幅整備の協議及び促進に関すること。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定等に関すること。  
建築防災週間に関すること

防災、水防及び除雪に関すること。

### 3. 防災・危機管理担当部門、防災まちづくり担当の職員数

区の防災業務の中心を担う防災・危機管理担当部門、防災まちづくり担当の最近の職員数の推移は次表のとおりである。

(防災・危機管理担当部門)

年度	職員数				
	総数 (A)	Aの内、 管理職員数	Aの内、 再任用職員数	Aの内、 警視庁・消防 庁からの派遣 職員数 (B)	Bの内、 管理職員数
平成 19 年	19	2	0	2	0
平成 20 年	20	2	0	2	0
平成 21 年	20	2	0	2	0
平成 22 年	21	2	0	3	1
平成 23 年	21	2	0	3	1
平成 24 年	26	3	0	4	2
平成 25 年	27	4	0	4	2

上記期間中には、区民生活部に所属した時期や、生活安全・危機管理担当部門が設置される等機構改革が行われているが、職員数は大幅な増加を示している。

なお、警視庁の派遣職員は、地域防犯対策等生活安全を主に担当し、消防庁からの派遣職員は防災全般の専門知識で貢献している。

(防災まちづくり担当課長+防災まちづくり担当)

年度	人数
平成 19 年	10
平成 20 年	10
平成 21 年	13
平成 22 年	14
平成 23 年	17
平成 24 年	17
平成 25 年	17

(再任用を含み、再雇用を除く)

防災まちづくり担当部門も、上記のとおり大幅な増員となっている。

#### 4. 防災・危機管理担当部門職員数の他区比較

人口 50 万人以上の大型の区と、防災・危機管理担当部門の職員数を比較すると次表のとおりである。

25 年 4 月 1 日現在

	大田区	A 区	B 区	C 区	D 区	E 区	F 区
総数	27	19	32	20	22	25	27
(うち管理職員数)	4	3	3	2	5	4	4
(うち再任用職員数)	0	0	0	2	0	2	2
(うち警視庁・消防庁派遣職員)	4	2	1	0	4	2	1
(うち管理職員数)	2	1	0	0	2	1	0

・調査対象職員数

給与条例の適用を受ける一般職に属する職員、但し、次の掲げる職員を除く。

①臨時職員②任期付職員③退職者、結核休養者、組合専従者、育児休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院修学休業中の職員、公務・通勤災害休業中の職員、海外派遣中の職員④区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を含む)への派遣職員⑤指導主事(区費)

これを、全職員数に占める割合を示すと次表のとおりとなる。

	大田区	A 区	B 区	C 区	D 区	E 区	F 区	平均
一般職員合計に対する割合	0.64%	0.39%	0.74%	0.57%	0.65%	0.76%	0.79%	0.65%

全 7 区で、最小の区と最大の区で約 2 倍の開きがあるが、大田区はほぼ平均値となっている。

また、区人口千人当たりの防災・危機管理担当部門の職員数は次のとおりである。

(人)	大田区	A 区	B 区	C 区	D 区	E 区	F 区	平均
人口千人当たり職員数	0.040	0.024	0.051	0.033	0.036	0.051	0.054	0.041

区人口当たりの職員数でも、大田区はほぼ平均並みの数値となっている。



一方、震災による想定される被害の大きさと防災・危機管理担当部門の職員数を比較すると、次のとおりである。

(大田区)

死者数（平成 18 年想定）	a	538
死者数（平成 24 年想定）	b	1,073
防災・危機管理担当部門の職員数	c	27
d = c / a		0.05
e = c / b		0.03

同様な比率を上記各区と比較すると、以下のとおりとなる。

	大田区	A区	B区	C区	D区	E区	F区	平均
d	0.05	0.05	0.21	0.04	0.05	0.07	0.37	0.12
e	0.03	0.03	0.22	0.03	0.03	0.04	0.33	0.10

この指標によれば、大田区は想定される被害の大きさに対し、他区に比べ相当少ない職員数で対応していることになる。

## 5. 意見

### ここがポイント

**防災部門の職員数は、被災時の損害規模も考慮して配置すべきである。**

所管部署	計画財政部 計画財政課
結果・意見	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>大田区は、他区と比較して防災・危機管理担当部門に一般職員数対比、人口対比では平均的な職員数を配置しているが、震災で想定される被害の大きさと対比では、他の区との対比では、充分ではないと判断される。</p> <p>震災による被害を減少させることを任務としているのは、防災・危機管理担当部門のみではなく、広く各部門にわたっているが、中核となる部門の人数が、想定される被害の深刻さを考慮すると不足していると判断する。</p> <p>本調査は、他の区と比較しやすい防災・危機管理部門について行ったが、他区との組織比較が防災・危機管理部門に比べ難しいまちづくり担当部門でも同様な調査を行い、適正な要員数を算定する参考にされたい。</p>

ここがポイント

多数の部局が協力しなければならない対策は、検討に時間を要している。  
防災・危機管理担当部門等、推進に責任を持つ部局を明確化すべきである。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p>【意見2】</p> <p>多数の部局の協力が必要な事業は、実施に向かったの検討が進みにくい。</p> <p>こうした業務は、各部局や都・消防等が実現に向け、協力することが必要であるが、部局等の考えが異なり、まとまりにくいことが原因と考えられる。</p> <p>従って、先ず推進する責任部門を決め、完了時点までのスケジュール管理を明確にすることが必要である。その上で、担当レベルでは、合意しにくいテーマについては、より上位の関係者が協議する場が必要と判断する。</p> <p>そのような場を定期的にもち、スケジュールの進捗管理も任務とすることが重要である。</p>

## 第4. 防災予算

### 要旨

防災事業を有効に実施していくためには、より正確な予算管理が必要である。

#### 1. 平成24年度の防災予算

大田区総合防災力プログラムによれば、平成24年度の防災対策事業額は次のとおりである。

平成24年度 防災対策事業額		(千円)
平成24年度当初予算	新規計上額	1,115,703
	継続対応額	1,811,496
	総額	2,927,199
平成24年度第1次補正予算		308,456
合計		3,235,655

その詳細は、「大田区総合防災力プログラム」p99に記載。

#### 2. 意見

##### ここがポイント

防災対策事業に投入する金額を、より正確に把握する必要がある。

所管部署	計画財政部 計画財政課
結果・意見	<p><b>【意見3】</b></p> <p>区で予算で防災対策に費消する金額（以下「防災対策費」）は他の予算との関係で、限度がある。限られた財源で減災の効果を最大限発揮させるには、自助、共助、公助の役割を明確に区民に示し、公助の限界を区民が認識するとともに、自助、共助への意識を高めることが重要と考える。</p> <p>その為には、現在防災対策費に、いくら投入しているか、より正確に把握する必要がある。</p> <p>上記に記載された防災対策事業額を防災対策費として認識するためには、更に以下の点を検討する必要があると考える。</p> <p>(1) 上記に記載されているのは事業額であり、防災業務に従事</p>

している職員の人件費は含まれていない。防災対策費には、当然人件費も含まれることから、この額を把握する必要がある。厳密な従事者数を算出することが難しくても、ある仮定のもとで概算数字だけでも、毎年把握することが重要である。

- (2) 「大田区総合防災力プログラム」に掲げられている事業の中には、純粹に防災対策のみを目的とする訳ではなく、他の目的を兼ねている事業もあると考えられる。

例えば、橋梁の架替整備・耐震補強整備については、経年劣化によって架け替えるケースとか、通行量を増やすための幅員拡張のための整備もあると考える。

逆に狭あい道路拡張整備事業は、この表に含まれていないが、消防の活動を容易にし、火災の遮断帯になることで、防災面での貢献があると考えられる。

全体の適正な防災対策費を考えていくうえには、判断が難しいところもあるが、もう少し細かな分析が必要と考える。例えば防災課が協議に応じた事業について、適正な額を防災対策費に計上していくこと等が考えられる。

- (3) また、予算額の中には、毎年経常的に支出される予算と臨時的な設備配備等に係る予算がある。例えば、「大田区総合防災力プログラム」の中で、“無線FAX、テレビ文字情報等の導入” 360,898千円や“住記情報システムのバックアップ体制導入” 95,930千円は臨時的な支出であり、“住宅・建築物の耐震化助成”のような毎年支出される事業の予算管理上性格が異なる。

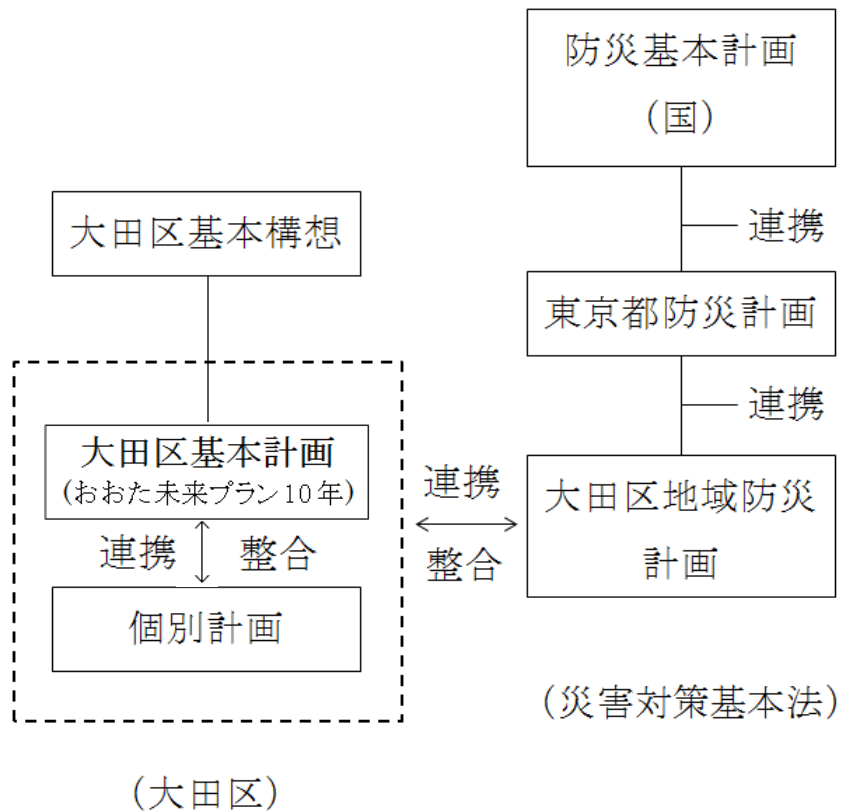
予算を適正に管理していくには、このような性格が異なる事業を各々別に管理していくことも必要と考える。

## 第5. 防災計画

### 1. あらまし

大田区の防災事業は、各種の計画を基に実施されているが、この計画には大田区地域防災計画と大田区基本構想を基に作成される諸計画の2種類があり、両者は整合性が図られている。

なお、大田区地域防災計画[平成24年修正]には、冒頭に大田区総合防災対策が記載されている。これは東日本大震災の発生を踏まえた対策で、平成24年度からの10年を実施時期としている。これについても本項で検討を行う。



## 2. 大田区地域防災計画

### 要旨

地域防災計画は、区役所のみでなく、消防、警察、ライフライン等の大田区を対象にした防災活動を、網羅的に定めたマニュアル的な計画である。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地方公共団体の防災に関し、当該地方公共団体はもとよりその地域に係る公共機関及び公共機関等の処理すべき事務又は業務について広く定め、それらの総合的運営を図る地域における総合的な計画である。

#### (1) 設定主体

災害対策基本法により、地域防災計画は当該地方公共団体の地域防災会議が設定する。大田区においては、大田区防災会議条例に基づき、区長を会長とする大田区防災会議が運営されている。委員は、次のとおり 55 名である。

(平成 25 年 7 月 16 日現在)

区分	人数	備考
区議会議員	2	
指定地方行政機関	4	国道・河川等関係
陸上自衛隊	1	
東京都	5	
警視庁	7	
区	2	
教育委員会	1	
東京消防庁	5	
消防団	4	
指定公共機関	7	電力・ガス・NTT等
指定地方公共機関	8	医師会・鉄道等
公共的団体	4	自治会関係等
その他区長が必要と認めるもの	5	婦人団体連合会等
計	55	

上記のとおり、委員には消防・警察はもとより、東京都や国の出先機関、電力・ガス・通信会社・鉄道会社・医師会等大田区域の防災に関連

する諸機関が広く含まれている。

なお、防災会議委員は上記のとおり役職指定が多いという性質上、女性委員が少なかった。女性の視点を加えるという人権的配慮から“その他区長が必要と認めるもの”として、5名の女性委員が平成24年度に任命されている。(委員数50名→55名)

## (2) 内容

大田区地域防災計画[平成24年修正](平成25年3月)の体系は次表のとおりである。(本報告書の主な対象である震災対策部分のみ掲載)

- “提言・指針”は[平成22年修正]には無かった部分で、平成23年3月の東日本大震災の発生を受けて加筆された、大田区総合防災力強化検討委員会からの報告提言と、この報告及び東京都の首都直下地震の被害想定の見直しに対応した区の総合防災対策の実施方針が記載されている。
- “総則”は、防災計画の大きな方針、自治体の概況(自然的条件、社会的条件)、計画の前提となる被害想定等が記載される。また今回の総則には“防災対策の時系列シュミレーション(災害事象と災害対応)”が新たに盛り込まれている。
  - これは、想定に基づく首都直下地震が発生した場合
    - 大田区内では、どのような災害事象が起きるのか。
    - 区民(自助・共助)の災害行動はどのようになるのか。
    - 区の災害対策各部(公助)はどのように動くのか。について、発災直後から時間ごとの時系列でどのように拡大・変化していくかをシミュレーションし、それとともに予防対策の観点から事前に取り組むことも列挙している。
- “震災予防・応急・復旧計画”部分は今回の修正で、従来の「第2部震災予防計画」と「第3部震災応急・復旧対策計画」を統合し、各編ごとに時系列で予防・応急・復旧対策の流れがわかるよう体系を大幅に見直している。



提言・指針	
1	大田区総合防災力強化検討委員会からの提言 - 提言の経緯と目的・・・ -
2	大田区総合防災対策の実施方針 - 基本方針と実施計画・・・ -
総 則	
1	計画の方針 - 計画の目的、修正方針、性格・・・ -
2	区の地勢 - 位置、人口構成・・・ -
3	計画の前提条件 - 前提とする被害想定・・・ -
4	防災対策の時系列シミュレーション (災害事象と災害対応) - 発生する災害事象・対応のイメージ・・・ -
5	業務継続計画（震災編）等の策定による補完 - 大田区業務継続計画（震災編）の策定・・・ -
震災予防・応急・復旧計画	
1	自助・共助・公助の役割 - 自助、共助の取組み概要・・・ -
2	地域防災力の向上 - 自助、共助、公助による防災力の向上・・・ -
3	都市防災力の向上 - 災害に強い都市づくり・・・ -
4	広報広聴及び情報戦略の構築 - 情報連絡体制の整備・・・ -
5	避難対策 - 避難計画、避難行動、避難所生活・・・ -
6	医療救護・保健衛生等対策 - 災害時医療体制の整備・・・ -
7	受援計画 (広域連携、ボランティア、支援物資の取り扱いなど) - 協力体制の整備・・・ -
8	物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保 - 水、食料、生活必需品等の確保・・・ -
9	災害時要援護者対策 - 支援体制の確立・・・ -
10	帰宅困難者対策 - 帰宅困難者の発生抑制・・・ -
11	津波防災対策 - 津波避難体制の整備・・・ -
12	放射性物質対策 - 放射性物質に関する情報提供・・・ -
13	区民生活の早期再建 (生活再建、がれき処理、遺体の取扱いなど) - 復旧復興に向けた支援制度・・・ -
震災復興計画	

### (3) 作成方法

#### 1) 作成（修正）時期

災害対策基本法では、地域防災計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。大田区では、地域防災計画の修正は、微修正も含め毎年実施されている。

今回は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓と、東京都防災会議が平成 24 年 4 月に発表した首都直下地震の被害想定の見直しを受け、前回大規模修正で作成された[平成 22 年修正]版を大幅に修正したものである。

最近の大規模修正年と、東京都地域防災計画の修正年及び首都直下地震の被害想定発表との関係を示すと、下表のとおりである。

なお、平成 19 年修正以前は平成 15 年に震災編の修正が行われており、震災編、風水害等編各々別途修正が行われていたが、平成 19 年以降は、震災のみでなく風水害、大規模事故等を網羅した単一の地域防災計画にまとめられた。

大田区地域防災計画大規模修正年	東京都地域防災計画修正年	首都直下地震被害想定発表年
平成 19 年	平成 19 年	平成 18 年
平成 22 年	平成 21 年	—
平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年

大田区地域防災計画は、東京都地域防災計画が修正されるタイミングで、大規模修正されている。平成 19 年・平成 24 年の東京都地域防災計画は首都直下地震の被害想定を発表・見直しをフォローして修正されており、平成 22 年は、富士山噴火や大規模事故に対する対策を強化する火災編・大規模事故編の修正が行われている。

このように、最近の大規模修正は東京都地域防災計画の見直しのタイミングで行われており、これは災害対策基本法で区防災計画は、都防災計画に抵触するものであってはならないとの規定を遵守するためと判断される。

## 2) 作成の手続き

[平成 24 年修正]の作成は次の手順で行われた。なお、微修正の年は前年度の防災会議で行われる修正方針についての審議は省略される。

### ① 平成 23 年度大田区防災会議

平成 24 年 1 月 31 日 (火) 午後 1 時～2 時

出席者 委員 50 名(会長含む)のうち、42 名出席

審議事項

大田区地域防災計画平成 24 年修正方針 (案) について

### ② 執筆

防災会議の構成員がそれぞれ担当分野を修正方針に則って執筆した。従って、区の施策のみでなく、消防署、警察、東京都、鉄道会社、通信会社等多様な機関が、作成に係わっている。

### ③ 平成 24 年度第 1 回大田区防災会議

平成 24 年 12 月 11 日 (火) 午前 11 時～12 時

出席者 委員 55 名(会長含む)のうち、48 名出席

審議事項

「大田区地域防災計画 (平成 24 年修正) の素案」について  
区から素案内容の説明および質疑が行われた。(質問 1 件)

### ④ パブリックコメントの実施

実施期間：平成 24 年 12 月 14 日～25 年 1 月 7 日

件数：59 件

### ⑤ 平成 24 年度第 2 回大田区防災会議

平成 25 年 2 月 13 日 (水) 午後 3 時 30 分～4 時 30 分

出席者 委員 55 名(会長含む)のうち、43 名出席

審議事項

「大田区地域防災計画 (平成 24 年修正) の案」について  
区から修正案の説明および質疑が行われ、修正が決定された。(質問 1 件)

大田区地域防災計画 (平成 24 年修正) は 601 ページに及ぶ大部な計画書であるが、防災会議での説明質疑は合計 2 時間に満たないもので会議での実質的な討議は行われず、大枠は事務局が事前に調整し、この内容を会議が承認しているのが実態である。

#### (4) 地域防災計画の特徴

##### 1) 大田区全般の網羅性の高い計画

大田区区域で防災業務を担当している機関は、区役所のみではなく、消防、警察、東京都や鉄道会社等多岐にわたるが、各防災機関の計画を網羅しているのが、地域防災計画である。区が防災会議を運営しているが、区は地域防災計画の主要部分を担っているにすぎない。

##### 2) 行政主体の計画

上記のとおり、各行政機関、ライフライン運営会社等が委員を出す防災会議で設定されるので、行政機関等の考えが色濃く反映される計画である。

## (5) 減災目標について

### 要旨

平成 24 年修正版で、従来設定していた減災目標を削除したのは、適切とはいえない。

#### 1) 減災目標とは

減災目標は、地震防災対策特別措置法に基づく地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を指す。

減災目標については、平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議“首都直下地震の地震防災戦略”に次の記述がある。

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

特に切迫性の高い地震については地震発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、それに向けて、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが必要である。

そこで、平成 16 年 7 月の中央防災会議において、大規模地震については、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を策定することとした。

地震防災戦略は、減災目標及び具体目標等から構成される。

- ・「減災目標」は、被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である。
- ・「具体目標」は、「減災目標」の達成に必要となる各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるものである。具体目標は、被害想定に基づいた人的被害や経済被害の軽減量（減災効果）の根拠となる目標と、その他の目標からなる。

減災目標の達成のためには地方公共団体における取り組みが重要であることから、減災目標及び具体目標を踏まえて、今後、地方公共団体においても「地域目標」を策定することを要請する。

## 2) 大田区の対応状況

- ① 地域防災計画[平成 19 年修正]において、目標期間を 10 年とする減災目標を定めた。
- ② 地域防災計画[平成 22 年修正]においては、上記[平成 19 年修正]で定めた減災目標を踏襲し、以下のコメントが記載されている。

“区は、平成 19 年修正において、目標期間 10 年とする減災目標を定めたところである。今後も目標達成に向け、区民、都、事業者と協力して、対策を推進していく。”

- ③ 地域防災計画[平成 24 年修正]においては、減災目標の項は記載されていない。  
防災課に確認したところ、今回の地域防災計画作成に当たっては、減災目標は設定しなかったとの回答を得た。

## 3) 今回、減災目標を設定しなかった理由

上記に関する防災課の回答は、次のとおりである。

東京都地域防災計画（平成 19 年修正）では、“目標 10 年とする減災目標を都民、区市町村、事業者と協力して、対策を推進していく”ことが位置付けられております。

大田区地域防災計画（平成 19 年修正）の減災目標は、この記述に合わせて記載されました。この当時、都は、効果測定手法が明らかでない中で、単純に都の数値を 23 区で按分して、大田区の目標値を設定したと聞いております。

そのような経緯とこの度の東京都が東京都地域防災計画（平成 24 年修正）で掲げた新たな減災目標についても、「概念的な目標に止まることを承知のうえで設定していること」を確認し、「減災目標を設定するか否かの判断は各区に任せる」、「設定する場合でも都に合わせるか合わせないかは各区に任せる」との回答でした。

当初、区としては、都がどのように大田区の地域別の被害想定を設定しているのか伺い、どのような対策をとって目標を達成するのか、都の所有する想定データも参照し、区の事情も踏まえ、連携を取って取り組

んでいく予定でした。

しかしながら、都は、「大田区へ提供できる被害想定の詳細なデータは存在しない。」との回答でした。

以上のことを踏まえ、区として減災目標の必要性を議論しました。

その結果、

①「東日本大震災の教訓と経験から具体的な防災対策・防災対策の強化が求められ、都の目標を単純に按分して減災目標の設定として本当に減災につながるのか？

その減災目標に向けて、都がどのような政策手段で目標達成をしようとしているのかが具体的に示されない限り、大田区が具体的な減災目標を設定したり、減災目標を達成できたか否かの検証をしたりすることができない。」

②「東京都が減災に向けた政策手段や被害想定の詳細なデータを、区へ具体的に提示しなければ、都が設定する減災目標に対応する、大田区としての減災目標を設定できず、また東京都と連携した事業展開ができない」、

③「被害想定の詳細なデータがなければ、事業展開後の効果測定ができない」と判断し、設定しませんでした。

(アンダーラインは、防災課記載)

#### 4) 意見

##### ここがポイント

減災目標は、達成した場合の効果の正確性を求めるより、目標達成に努力することが、重要。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p>【意見4】</p> <p>防災課によれば、次のとおりである。</p> <p>“東京都は東京都地域防災計画（平成24年修正）で新たな減災目標を掲げたが、東京都からは大田区へ提供できる被害想定の詳細なデータは存在しないとの回答を得、東京都の被害想定の詳細なデータがなければ、事業展開後の効果測定ができないと判断し、大田区の減災目標は設定しなかった”</p> <p>減災目標は、防災課が主張するように“概念的な目標に止まる”</p>



	<p>要素はあると考える。震災での倒壊家屋や出火件数は状況により大きく異なり、特に出火件数は予測が難しいと言われており、その結果である想定死亡者数も実際とは大いに異なり、対策の効果測定が難しいことは当然予想される。</p> <p>この点は、前記中央防災会議“首都直下地震の地震防災戦略”に次の記述がある。</p> <p>“なお、各種対策と被害との関係の定量的把握が困難なものがあるが、引き続き関係機関において各種投資と減災効果の把握に関する手法の確立に努めるものとする。”</p> <p>上記のとおり、減災目標を提唱している中央防災会議もその限界を認めつつ、“地方公共団体においても「地域目標」を策定することを要請”していると判断する。</p> <p>従って、大田区の現状を踏まえた分析に立ち、効果測定が充分でなくても、一定の目標を設定する方が、目標を設定しないより防災対策の推進に有効であり、東京都との連携もより保たれると判断する。</p> <p>なお、人口 50 万人以上の大型の区、7 区のうち減災目標を設定していないのは、大田区その他、江戸川区だけである。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ここがポイント

減災目標を取りやめる場合は、関係者への丁寧な説明が必要。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p><b>【意見5】</b></p> <p>前記のとおり、大田区地域防災計画[平成 22 年修正]では、“区は、平成 19 年修正において、目標期間 10 年とする減災目標を定めたところである。今後も目標達成に向け、区民、都、事業者と協力して、対策を推進していく。”</p> <p>このように、[平成 22 年修正]において、“今後も目標達成に向け、区民、都、事業者と協力して、対策を推進していく。”と記載しながら、目標期間中である[平成 24 年修正]においては、目標設定を止めたこと及びその理由を開示していない。</p>

	<p>これは、22 年修正の方針に従って区と協力し対策を推進してきた区民、都、事業者に対する説明責任を果たしていないと考えられる。</p> <p>計画途中で、目標を取りやめる際は、目標達成に協力してきた関係者へ丁寧にその事情を説明する必要がある。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ここがポイント

減災目標の取りやめは、区の“経営改革推進プラン”の方針と異なっている。

所管部署	地域振興部 防災課
結果・意見	<p><b>【意見6】</b></p> <p>平成 24 年 9 月作成の“経営改革推進プラン”には、“区では、東京都が公表した「首都直下地震による東京都の被害想定」を踏まえて、減災目標の設定や個別計画を見直すとともに、近年多発する局所的な集中豪雨等、都市型災害への対策を一層強化します。”との表現がある。</p> <p>平成 25 年 3 月発行の地域防災計画[24 年修正]で減災目標を設定しないとした結論は、経営改革推進プランの方針と異なるものになっている。</p>

## 第 4 編 減災目標

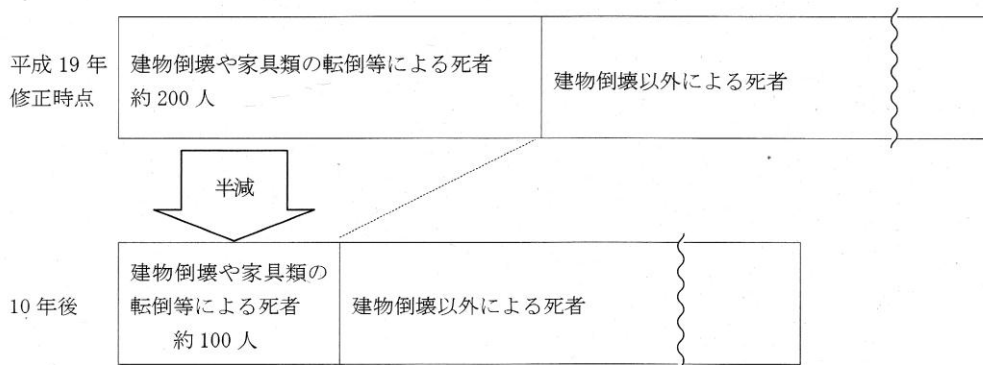
区は、平成 19 年修正において、目標期間を 10 年間とする減災目標を定めたところである。今後も目標達成に向け、区民、都、事業者と協力して、対策を推進していく。  
(減災目標は、地震防災対策特別措置法に基づく地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を指す。)

### 目標 1 死者の半減

#### 1-1 住宅の倒壊による死者の半減

- 東京湾北部地震 M7.3、朝 5 時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者約 200 人を約 100 人に半減する。

※建物の倒壊等の被害については、阪神・淡路大震災に代表されるように家屋内に住人がいる時間帯での被害が最大となる。朝 5 時の被害想定では、午後 6 時の被害の 2 倍の被害が想定されているため、この目標では朝 5 時の被害想定で減災目標を設定する。



(減災効果の内訳)

(1) 建物の耐震化 (全壊率を 40%減とすることで、死者数も 40%減)	約 80 人減
(2) 家具類の転倒等防止対策の推進	約 10 人減
(3) 救出・救護体制の強化等	約 10 人減
計	約 100 人減

目標を達成するための対策

#### (1) 建物の耐震化

第 2 部第 1 編第 2 章 都市防災性能の向上 (大田区耐震改修促進計画)

- 木造住宅密集地域の耐震化
  - ・ 防災都市づくり推進計画に基づく不燃化・耐震化の推進
  - ・ 耐震診断・耐震改修等の助成事業
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進

#### (2) 家具類の転倒等防止対策の推進

第 2 部第 3 編第 6 章 落下物等の防止 (屋内落下物等の危険防止)

### 3. 大田区基本構想と基本計画

#### 要旨

基本計画の各事業は、取組内容の具体的提示が必要。

#### (1) 基本構想

大田区は、平成 20 年 10 月基本構想を策定した。

基本構想は、20 年後の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後の大田区のまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる考え方を示すものである。

したがって、基本構想は、区民と区政の共通の目標であり、今後の区政運営の指針となるものである。

基本構想には以下のとおり 3 つの基本目標が掲げられている。

基本目標 1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

基本目標 2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

基本目標 3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

更に、基本目標を分野ごとに細分化した個別目標が設定されている。

#### (2) 基本計画

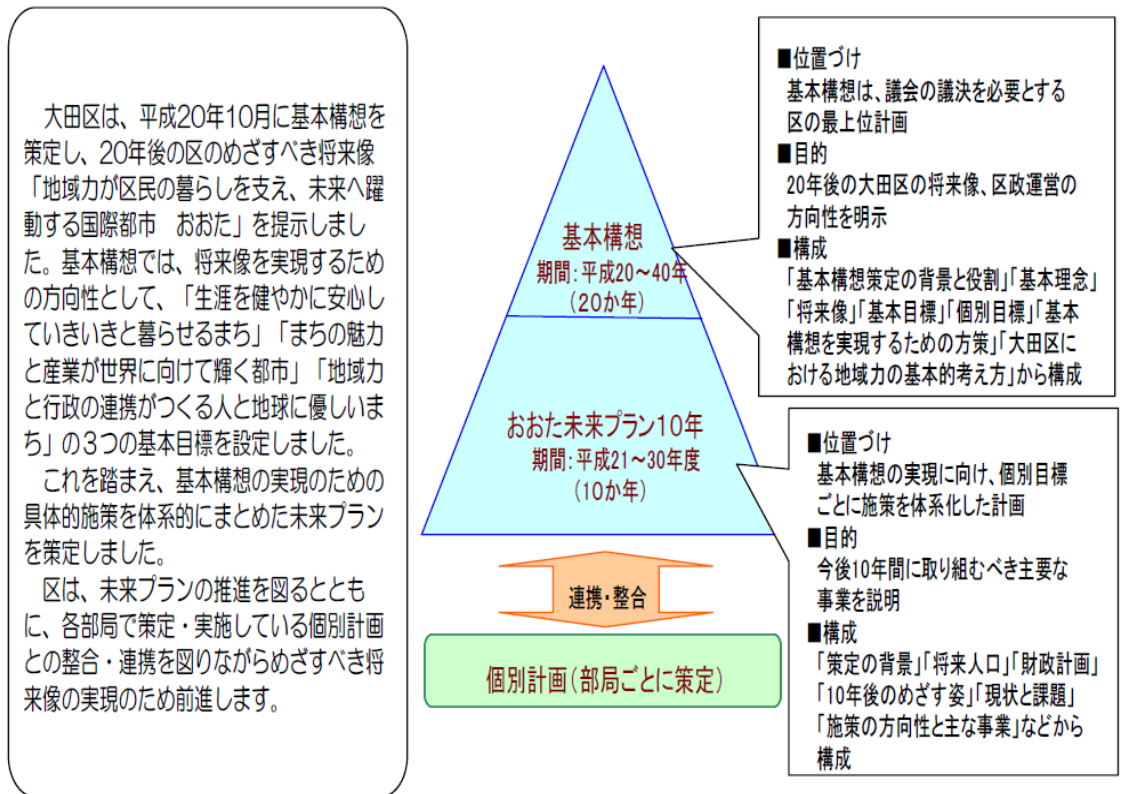
この基本構想にもとづく具体的な施策を明らかにした 10 か年の基本計画「おおた未来プラン 10 年」が平成 21 年 3 月に策定され（平成 24 年 5 月修正）、大田区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向けた取り組みが進められている。

基本計画が設定している 10 年という計画期間は、前期 5 年間、後期 5 年間に分けて計画化されており、現在は平成 25 年度までの前期の主な事業を中心に示されている。

後期 5 年間については、社会・経済状況の変化に対応した改定が見込まれており、その方向性のみが記述されている。

更に基本構想の描く将来像の実現に向けて、基本計画と連携・整合を図りながら各部局は、個別計画を策定実施していく。

### 3 イメージ図



（「大田区経営改革推進プラン」イメージ図より一部抜粋）

#### （3）基本計画の主要な事業

基本構想の基本目標・個別目標のうち、防災（震災）対策に関連する目標と、これに対応する基本計画の主要な事業は次表のとおりである。4つの個別目標に対し、11の防災事業（次表赤枠表示）が掲げられているが、個別目標1-2、個別目標1-3については、個別目標3-1の“災害時相互支援体制の整備”に纏められており、この重複を除くと9の事業となる。

9の防災事業のうち、二重枠で囲んである4事業は、その主な取り組み内容が以下のとおり記載されているが、残りの5事業については、具体的な内容の記載はない。

基本構想		基本計画				
基本目標		個別目標		施策	施策の体系	
1	生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち	1-2	誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります	施策1-2-3	障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります	<p><u>障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者を支える仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時相互支援体制の整備(再掲)</li> </ul> </li> </ul>
		1-3	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります	施策1-3-3	いざというときに高齢者を支える体制をつくります	<p><u>いざというときに高齢者を支える体制をつくります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時・緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時相互支援体制の整備(再掲)</li> </ul> </li> </ul>
2	まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市	2-1	水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します	施策2-1-4	安全で安心して暮らせるまちをつくります	<p><u>安全で安心して暮らせるまちをつくります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁の耐震性の向上</li> <li>防災まちづくりの推進</li> <li>建築物の耐震改修促進</li> <li>区有施設の耐震対策の促進(再掲)</li> <li>下水道の整備</li> <li>総合治水対策</li> </ul> </li> </ul>
3	地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち	3-1	地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します	施策3-1-5	自分たちのまちは自分たちで守ります	<p><u>自分たちのまちは自分たちで守ります</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報基盤の整備</li> </ul> </li> <li>地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時相互支援体制の整備</li> <li>地域防災活動の支援</li> <li>減災意識の向上</li> <li>防災環境の整備</li> </ul> </li> </ul>



## 橋梁の耐震性の向上

<b>計画事業名</b>	橋梁の耐震性の向上						
<b>主な取組内容</b>	区が管理する橋梁の中で、緊急道路障害物除去路線*や鉄道を跨ぐ橋梁など防災上重要な橋梁は、計画的に架替・耐震補強整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します(優先対策橋梁53橋)。						
	(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
架替・耐震補強整備		優先対策橋梁のうち31橋完了					検証

但し本内容は平成 24 年 5 月の基本計画修正で、次のように修正された。



62	<b>計画事業名</b>	橋梁 <sup>*</sup> の耐震性の向上						
	<b>主な取組内容</b>	区が管理する橋梁の中で、緊急道路障害物除去路線*や鉄道を跨ぐ橋梁など防災上重要な橋梁は、計画的に架替・耐震補強整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します(今後整備する優先対策橋梁51橋)。						
		(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
	架替・耐震補強整備		優先対策橋梁のうち19橋完了					継続

## 防災情報基盤の整備

<b>計画事業名</b>	防災情報基盤の整備						
<b>主な取組内容</b>	電子メールやホームページを活用して、区民向けに防災情報や不審者情報などを提供し、地域の防災・防犯力の向上を図ります。また特別出張所や学校、保育園など、防災拠点施設へ緊急地震速報機器*の導入や固定系防災無線の更新により、震災時などの被害の軽減を図ります。						
	(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
区民安全・安心メールサービスの運用							検証
緊急地震速報機器の導入・運用							
固定系防災無線の更新・運用							



## 災害時相互支援体制の整備

計画事業名	災害時相互支援体制の整備						
主な取組内容	災害時要援護者名簿*などを活用して、地域における災害時相互支援プラン*の策定を促進します。また防災危機管理関係講座の開催や防災コーディネーター*の派遣など、区民の防災意識の向上を図り、災害時相互支援体制の整備を推進します。						
	(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
災害時相互支援プランの策定支援							検証
防災危機管理関係学習講座の開催							
防災コーディネーターの派遣							
防災・危機ライブラリーの整備							

## 地域防災活動の支援

計画事業名	地域防災活動の支援						
主な取組内容	災害時における区民の自主的な活動体制を確立するため、防災市民組織*や市民消防隊*に助成します。また、防災マップを活用した訓練などを積極的に支援し、地域防災力の向上を図ります。						
	(平成/年度)	21	22	23	24	25	26～30
防災市民組織への助成							継続
市民消防隊への助成							
地域防災訓練などへの支援							

#### (4) 基本計画についての意見

##### ここがポイント

掲げられた各事業については、取組内容の具体的提示が必要。

所管部署	計画財政部 計画財政課
結果・意見	<p><b>【意見7】</b></p> <p>基本計画では、9つの防災事業が掲げられているが、その取組内容が示されているのは、4つの事業に留まる。</p> <p>内容が示されていない5つの事業のうち、“建築物の耐震改修促進”や“区有施設の耐震対策の促進”は、“大田区耐震改修促進計画”“大田区公共施設整備計画”がその詳細を定めていると判断されるが、その他の“防災まちづくりの推進”“減災意識の向上”“防災環境の整備”はその示すところが広範で、具体的な事業内容が把握できない。</p> <p>基本計画作成時に時間的な制約から具体的な内容が示すことができなかつたのであれば、平成24年の修正版作成時に明確な内容を示すべきであったと考える。</p>

##### ここがポイント

計画期間終了時の目標は、明確に達成度が判断できる表現でなければならない。

所管部署	計画財政部 計画財政課
結果・意見	<p><b>【意見8】</b></p> <p>取組内容が示されている4つの事業については、各事業について、5年間のスケジュール表が用意されているが、5年経過時の目標は“橋梁の耐震性の向上”が目標31橋（平成24年度の修正で19橋に減）を除き、明確でないものが目立つ。</p> <p>“災害時相互支援プランの策定支援”では5年後どのような状態であれば、目標達成と判断されるか明らかでない。“防災・危機ライブラリーの整備”も5年後の目標達成を判断する基準が明確でない。</p> <p>“橋梁の耐震性の向上”については、5年経過時に目標達成か否</p>

	か、その要因は何であったか等その後の施策展開に当たっての検討材料が与えられると考えられる。
--	-----------------------------------------------

ここがポイント

よりきめ細かなスケジュール表を作成すべきである。

所管部署	計画財政部 計画財政課
結果・意見	<p>【意見 9】</p> <p>上記意見に関連するが、スケジュール表では5年間を単に→で表示するだけで、途中の進捗管理が出来るような計画になっていない。</p> <p>“区民安全・安心メールサービスの運用”、“緊急地震速報機器の導入・運用”“固定系防災無線の更新・運用”は、いずれも設備・サービスの更新・導入の事業であるが、緊急度や予算措置の状況等を考慮して、よりきめ細かいスケジュールを計画に盛り込むべきと考える。</p>

ここがポイント

既に定着している事業を、特に具体的な目標も掲げず、計画の項目に選定するのは、不適當。

所管部署	計画財政部 計画財政課
結果・意見	<p>【意見 10】</p> <p>“地域防災活動の支援”に掲げられている“防災市民組織への助成”“市民消火隊への助成”“地域防災訓練などへの支援”は、いずれも“大田区防災市民組織等に対する防災資器材の助成及び助成金交付要綱”に基づき実施されているが、この要綱は、昭和 51 年 3 月 27 日総防発第 423 号で開始しており、既に事業として恒常的に実施されている。</p> <p>計画終了時に具体的な目標も掲げることなく、10 年間を対象とする基本計画の事業として改めて対象とするのは、不適當と考える。</p>